

令和3年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
議員辞職の件	4
議席の指定	4
人事の紹介	5
永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈	6
議長報告事項	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
文教福祉常任委員会委員長の選任	7
議会運営委員会委員の選任	8
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	8
議案上程	9
議案第 1号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3号 旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	

議案第 7号	財産の取得について（旭市指定広域ごみ袋）	
議案第 8号	指定管理者の指定について（おひさまテラス）	
議案第 9号	専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）	
議案第10号	専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）	
議案第11号	専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）	
議案第12号	専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第13号	専決処分の承認について（旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	
議案第14号	専決処分の承認について（旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	
議案第15号	専決処分の承認について（旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	
議案第16号	専決処分の承認について（旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	
報告第 1号	令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2号	令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	
提案理由の説明並びに政務報告	10
議案の補足説明及び報告の説明	18
議案上程	39
議案第17号	財産の取得について	
提案理由の説明	39
議案の補足説明	40
散 会	41

第 2 号 （6月14日）

議事日程	43
本日の会議に付した事件	43

出席議員	4 3
欠席議員	4 3
説明のため出席した者	4 3
事務局職員出席者	4 4
開 議	4 5
議案質疑	4 5
常任委員会議案付託	5 7
常任委員会請願付託	5 8
散 会	5 8

第 3 号 (6月16日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
説明のため出席した者	5 9
事務局職員出席者	6 0
開 議	6 1
一般質問	6 1
4番 林 晴 道	6 1
2番 平 山 清 海	7 3
1番 片 桐 文 夫	8 0
20番 高 橋 利 彦	8 8
散 会	9 7

第 4 号 (6月17日)

議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9

説明のため出席した者	99
事務局職員出席者	100
開 議	101
一般質問	101
12番 伊藤 保	101
3番 遠藤 保明	112
9番 高木 寛	116
15番 伊藤 房代	126
散 会	138

第 5 号 (6月28日)

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	140
説明のため出席した者	140
事務局職員出席者	140
開 議	141
常任委員長報告	141
質疑、討論、採決	144
常任委員長請願報告	148
質疑、討論、採決	148
発議案上程	151
発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2号 国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	151
質疑、討論、採決	153
旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	154
事務報告	156
閉 会	156

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年6月9日（水曜日）午前10時10分開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議員辞職の件
- 第 3 議席の指定
- 第 4 人事の紹介
- 第 5 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 6 議長報告事項
- 第 7 会議録署名議員の指名
- 第 8 会期の決定
- 第 9 文教福祉常任委員会委員長の選任
- 第10 議会運営委員会委員の選任
- 第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第12 議案上程
- 第13 提案理由の説明並びに政務報告
- 第14 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議員辞職の件
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 人事の紹介
- 日程第 5 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 6 議長報告事項
- 日程第 7 会議録署名議員の指名
- 日程第 8 会期の決定
- 日程第 9 文教福祉常任委員会委員長の選任

- 日程第10 議会運営委員会委員の選任
日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第12 議案上程
日程第13 提案理由の説明並びに政務報告
日程第14 議案の補足説明及び報告の説明
追加日程第1 議案上程
追加日程第2 提案理由の説明
追加日程第3 議案の補足説明
-

出席議員（16名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	18番	木内欽市
19番	佐久間茂樹	20番	高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
総務課長	宮内敏之	企画政策課長	小倉直志
財政課長	山崎剛成	税務課長	伊藤義一
環境課長	高根浩司	社会福祉課長	椎名隆
高齢者福祉課長	赤谷浩巳	消防長	伊東秀貴
教育総務課長	杉本芳正	体育振興課長	柴栄男

事務局職員出席者

事務局 長 花 澤 義 広

事務局 次 長 向 後 哲 浩

開会 午前10時10分

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は16名、議会は成立しました。

これより、令和3年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議員辞職の件

○議長（木内欽市） 日程第2、議員辞職の件。

議員辞職の件について報告をいたします。

去る5月27日に米本弥一郎議員から議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条の規定によりこれを許可し、令和3年5月31日をもって辞職となりましたことをご報告いたします。

◎日程第3 議席の指定

○議長（木内欽市） 日程第3、議席の指定。

議席の指定を議題といたします。

おはかりいたします。新議場の議席について、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席のとおり指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議席をお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 人事の紹介

○議長（木内欽市） 日程第4、人事の紹介。

4月1日付の異動により、人事の紹介をいたします。

椎名実秘書広報課長。

大八木利武行政改革推進課長。

宮内敏之総務課長。

山崎剛成財政課長。

八木幹夫市民生活課長。

穴澤昭和保険年金課長。

齊藤孝一健康づくり課長。

多田英子子育て支援課長。

加瀬博久商工観光課長。

浪川正彦建設課長。

向後稔会計管理者。

宮負亨上下水道課長。

杉本芳正教育総務課長。

伊藤弘行生涯学習課長。

伊東秀貴消防長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

紹介職員の皆様、退場または着席をお願いいたします。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（木内欽市） 日程第5、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

書面開催による全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました島田和雄議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

島田和雄議員、前のほうにお進みください。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第6 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第6、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第7 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第7、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、景山岩三郎議員、19番、佐久間茂樹議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第8 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第8、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの20日間としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力を
お願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時40分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 文教福祉常任委員会委員長の選任

○議長（木内欽市） 日程第9、文教福祉常任委員会委員長の選任。

文教福祉常任委員会委員長の選任を議題といたします。

先ほど、文教福祉常任委員会において、委員長の互選が行われましたので、その当選結果
につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会委員長に林晴道議員。

以上のおりであります。

以上で文教福祉常任委員会委員長の選任を終わります。

◎日程第10 議会運営委員会委員の選任

○議長（木内欽市） 日程第10、議会運営委員会委員の選任。

議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたします。

議会運営委員に片桐文夫議員。

以上のおおりにあります。

以上で議会運営委員会委員の選任を終わります。

◎日程第11 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（木内欽市） 日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に林晴道議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま、指名いたしました林晴道議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 異議なしと認めます。

よって、林晴道議員が当選されました。

ただいま、当選されました林晴道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

○議長(木内欽市) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第3号までの報告3件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第12 議案上程

○議長(木内欽市) 日程第12、議案上程。

議案第1号から議案第16号までの16議案と報告第1号から報告第3号までの報告3件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 議案第 7号 財産の取得について（旭市指定広域ごみ袋）
- 議案第 8号 指定管理者の指定について（おひさまテラス）
- 議案第 9号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第10号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第11号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第13号 専決処分の承認について（旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第14号 専決処分の承認について（旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第15号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 議案第16号 専決処分の承認について（旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1号 令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第13 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第13、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日ここに令和3年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億6,900万円を追加し、予算の総額を301億6,600万円とするものであります。

議案第2号は、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が示した行政手続における書面・押印・対面の見直し方針に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、固定資産の価格に関する不服審査の手続きにおける納税者等の負担の軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とすることに関し、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、減免の対象となる住宅の取得期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市卓球場を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、海上ふれあいサポートセンターを廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第7号は、財産の取得についてでありまして、旭市指定広域ごみ袋の購入について仮契約を締結いたしましたので、契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市多世代交流施設おひさまテラスの指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号から議案第16号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第9号及び議案第10号は、いずれも新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算でありまして、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第1号）については、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費を、議案第10号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第2号）については、新生児特別定額給付金給付事業及び感染症予防対策事業に係る経費を、それぞれ専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第11号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第12号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の

一部を改正する法律の施行に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第13号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でありまして、いずれも厚生労働省令の一部改正に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、議会からの委任による専決処分の報告についてであります。

次に、令和2年度の一般会計並びに各特別会計の執行について概要を申し上げます。

令和2年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

一般会計については、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備事業などの大規模事業、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として実施した特別定額給付金給付事業等の影響により、概算で歳入総額478億1,800万円、歳出総額448億1,400万円と、例年を大きく上回る規模となる見込みであります。

翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、19億9,900万円の黒字と見込まれるものであります。

また、各特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、65歳以上の高齢者を対象に、5月10日から総合体育館で、また、5月17日からは旭市保健センターにおいても接種を開始いたしました。

ワクチン接種の進捗状況について申し上げます。

高齢者数2万278人に対し、86.5%にあたる1万7,536人から申込みがあり、6月6日現在、申請者の41.2%にあたる7,232人の方が1回目の接種を終え、6%にあたる1,055人の方が2

回目の接種も終了し、合計8,287回の接種が終了しております。

7月下旬までに、65歳以上の高齢者の接種完了を見込んでおります。

次に、経済対策と各種支援について申し上げます。

旭市中小企業者等事業継続支援金の拡大分については、5月31日に申請受付を終了し、155件の事業者に対し、2,460万円の支援金給付を進めているところであります。

旭市農水産業経営継続支援金の拡大分については、5月31日に申請受付を終了し、150件の農水産業者に対し、2,410万円の支援金給付を進めているところであります。

昨年度に引き続き実施するプレミアム率30%付の旭市共通商品券の販売については、5月31日に予約申し込みが締め切られ、5,249通の申し込みがありました。

商品券の販売期間は6月28日から7月11日までで、使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となっております。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、5月にひとり親世帯分の給付を開始いたしました。

ひとり親以外の低所得者についても、国から対象内容が示されましたので、本定例会に補正予算を計上し、給付に向けて準備を進めております。

次に、本市独自の支援策について申し上げます。

収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免については、国が示した減免要件について対象を拡充のうえ、引き続き支援を行ってまいります。

新生児1人当たり10万円を給付する新生児特別定額給付金給付事業については、期間を1年間延長し、来年、令和4年4月1日までの出生を対象とすることといたしました。

また、高齢者施設等の従業員を対象としたPCR検査費用の助成について、県事業の対象外となる通所型などの介護サービス事業所や障害者施設等の従業員に対し、検査費用を助成することといたしました。

子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分は4月に、新生児特別定額給付金給付事業とPCR検査費用は5月に、それぞれ専決処分をして行いましたので、本定例会に関連する議案を提出して審議をお願いしております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、新庁舎について申し上げます。

4月26日に開庁式を行い、気持ちも新たに業務を開始いたしました。

新庁舎では、歴史を学ぶ場や展望階など市民が気軽に立ち寄れるスペースを午前8時半か

ら午後7時まで開放しており、既に多くの皆様にご覧いただいております。

庁舎移転を契機に、さらなる市民サービス向上と、効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物のさらなる拡大に取り組み、今後も、米価安定のため需要に応じた米生産を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、園芸産地として、さらなる生産力強化のため、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、豚熱（CSF）などの家畜伝染病の感染リスクが高まっており、防疫対策が重要となっております。今後も、各農場での衛生管理の徹底を働きかけるとともに、引き続き予防ワクチン接種等の助成を行ってまいります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、大変好評をいただいております。令和2年度の来場者数は111万2,000人、道の駅全体の売上げは8億1,000万円となりました。

また、「株式会社季楽里あさひ」の第6期となる令和2年度の決算については、今月の株主総会での承認を経て、正式に決定する予定であります。約1,500万円の純利益を見込んでおります。今後も、本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

矢指ヶ浦及び飯岡海水浴場の開設や「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「旭市七夕市民まつり」などの観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、各実行委員会や関係各位の皆様方との調整を重ねた結果、今年度も実施を見送るという苦渋の決断をすることになりました。

今後は、アフターコロナを見据えた、安心して楽しめる観光事業の企画やPRに努めていきたいと考えております。

千葉県施設である飯岡刑部岬展望館については、千葉県から当該施設の無償譲渡についての提案があり、本市にとりましても重要な観光の拠点であることから、必要な改修工事などを実施していただいたうえで、無償譲渡により受け入れることといたしました。

今後は、施設の利用や管理状況を分析しながら、市の施設として適切な管理運営を行うための体制を整えてまいります。

次に、雇用の促進について申し上げます。

例年4月に開催している旭市雇用対策協議会主催、市後援の合同企業説明会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年同様、開催を見送ることとなりましたが、来春卒業予定の高校生への就職の場の提供と地元企業への雇用促進につなげるため、雇用対策協議会の会員企業のPR資料を、市内及び近隣の高校へ配布しているところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附納付額は、7,336万3,434円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に、177種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のPRとともに事業を推進してまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、令和2年度において47件、3,293万円を支給し、これによる実転入者は126人でありました。今年度から住宅金融支援機構と連携し、奨励金の交付とセットで借入金利を一定期間引き下げる支援も行います。

今後もホームページなどを活用して、本事業をより広くPRし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、スポーツ振興事業について申し上げます。

本年9月に開催される、アジア卓球選手権ドーハ大会の男女日本代表選手選考会が、6月17日から20日までの4日間、総合体育館で行われます。オリンピック代表選手も出場する予定であり、国内最高峰の白熱した試合が期待されます。なお、観客数の制限や関係者全員の抗原検査を行うなど、徹底した感染対策を講じた上で実施いたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック関連の行事について申し上げます。

千葉県内で予定されておりました聖火リレーについては、コロナ禍の影響により、公道での実施がすべて中止となりました。

旭市では、津波被害を受けた飯岡の海岸地域を舞台にランナーがトーチを繋ぐ予定でしたが、千葉市の会場で点火セレモニーのみ行われることとなりました。

パラリンピックの採火式については、8月18日に千葉県内全市町村で一斉に行われます。

本市ではスポーツの森公園芝生広場を会場として予定しております。オリンピック・パラリンピック教育推進校の第二中学校の生徒に「旭市の火」をおこしてもらう予定であります。

次に、オリンピック事前キャンプ地誘致について申し上げます。

以前から誘致を進めておりましたドイツ連邦共和国卓球チームについては、コロナ禍の日

本の状況を考慮し、直接、オリンピック選手村に入るため事前合宿は行わない、との連絡を受けたところであります。

一方、ザンビア共和国の事前キャンプについては、7月初旬から下旬を予定しており、選手団が万全の準備を整えることができるようサポートしてまいります。

なお、感染症対策についてであります。選手団は入国前にワクチン接種を受ける予定であり、PCR検査については入国前と入国時に行われ、さらに入国後は、毎日のPCR検査を行います。

また、専用車で宿泊施設と練習会場のみを移動するという行動制限がかかるなど、徹底した感染症対策が行われることとなります。

次に、学校教育について申し上げます。

昨年度、全小中学校に導入したタブレット端末については、児童生徒が慣れることを第一に、各学校で準備を進め、授業などでの使用を開始しました。今後は、タブレット端末を使用した、発達段階に応じた学習環境が、全ての小中学校で等しく、整えられるよう、ICT教育推進委員会などと連携しながら、効果的な活用を進め、学力向上に努めてまいります。

次に、生涯学習施設について申し上げます。

市図書館については、千葉県立東部図書館内に移転するため、現在休館し、7月10日オープンに向けて作業を進めております。

第二市民会館については、老朽化した市民会館と青年の家の機能を集約するため、現在、改修工事発注の準備を進めております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、国道126号から東総広域農道までの区間について、繰越事業の進捗を図りながら、本年度の供用開始を目指し、関係機関との協議を進めております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事も順調に進捗しており、今後もJRと連携を図りながら早期完成を目指してまいります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

銚子連絡道路及び銚子連絡道路に接続する都市計画道路、谷丁場遊正線については、都市計画変更案の縦覧、意見の募集及び旭市都市計画審議会の審議を経て、都市計画決定に向けた手続きを進めております。

次に、リフォーム補助金について申し上げます。

今年度は、申請受付を4月12日から5月11日に行い、161件の申請をいただいたところであります。本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化が図られるものと期待しておるところであります。

次に、ごみ処理広域化について申し上げます。

広域ごみ処理施設については、令和3年4月1日より施設名を「東総地区クリーンセンター」として、供用を開始いたしました。また、旧旭市クリーンセンターを利用した中継施設についても、施設名を「旭中継施設」として、同日より供用を開始したところであります。

一方、工期が延長されておりました広域最終処分場については、各施設の工事が概ね完成し、7月1日から供用を開始する予定であります。

今後も、東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と連携を図り、適正な管理運営に努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

「春のゴミゼロ運動」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内全域で一斉に実施するものではなく、5月31日から6月30日の1か月間を「ゴミゼロ運動月間」として各地域において実施日を設定し、ご協力を願うことといたしました。

引き続き、地域環境の保全及び美化を推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながらごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを推進してまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、本年2月26日に開発許可及び農地転用許可の決定を受け、現在、事業者により計画地内外における造成や上下水道などのインフラ工事を施工しているところであります。

工事が順調に進みますと、令和4年春には、商業施設及び「おひさまテラス」の供用開始、以降、段階的に介護施設や住宅施設が整備されていく予定となっております。

3月30日には、指定管理者が供用開始と同時に施設をスムーズに運営するため、地方創生推進交付金を活用して行う、地域人材育成などのソフト事業を掲載した地域再生計画が、内閣総理大臣の認定を受けたところであります。

5月7日には、市民の代表や学識経験者等で組織された指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査の結果、イオンタウン株式会社が指定管理者候補者として選定されましたので、本議会に関連する議案を提出し、審議をお願いしております。

また、昨日、6月8日付けで、本市と千葉大学医学部附属病院及びデンマークに本社があり世界的な医薬品企業である、ノボノルディスクファーマ株式会社との3者で、旭市民に対する糖尿病対策に関する包括連携協定を締結いたしました。

当日は、来賓として、駐日デンマーク王国の臨時代理大使にもお越しいただき、記者説明会を開催したところであります。

内容といたしましては、現在、実現に向けて取り組んでいる生涯活躍のまち「みらいあさひ」をフィールドとして活用し、2型糖尿病の有病率、罹患率を低下させるための様々なプログラムを5年かけて展開していく、といった大規模なグローバルプロジェクトで、すでに世界各地の約30都市で展開されているものであります。

今回の包括連携協定は、本市のまちづくりに関する様々な取り組みが評価され、政府の複数の方や関係者の方から好事例として本市の名前が挙げたことがきっかけで、約1,700の自治体の中から、この世界的なプロジェクトのフィールドとして本市を選んでいただいたとのことで、まさに、私が常日頃大切にしている、人と人とのつながりによって、大変すばらしい協定を締結することができました。

「みらいあさひ」という官民連携のまちづくりに、またひとつ大きな要素が加わり、可能性の広がりという意味でも、将来の旭市にとって、重要な事業であると同時に、私自身、まちの完成に期待を膨らませているところであります。

本プロジェクトを着実に実施し、そして、確かな成果が得られるよう全力で取り組んでいくとともに、将来の旭市を見据えた、この官民連携による新しいまちづくりを通して、さらなる旭市の発展に努めてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第14 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第14、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第7号、議案第9号、議案第10号の4議案について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 山崎剛成 登壇)

○財政課長(山崎剛成) それでは、財政課からは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてと議案第7号の財産の取得についてと議案第9号、議案第10号の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いしたいと思います。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,900万円を追加し、予算の総額を301億6,600万円とするものです。

少しページ飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明いたします。事業の内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

まず、14款2項2目民生費国庫補助金、補正額の欄5,449万円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する国の補助金で、事業費の全額が補助されます。

3目衛生費国庫補助金1億825万9,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の事務費に対する国の補助金で、こちらも全額が補助されます。

19款1項1目繰越金625万1,000円の増は、この後ご説明いたします塵芥処理費の財源として、前年度繰越金を計上するものであります。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出になります。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費155万7,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用であります。

3款3項1目児童福祉総務費5,293万3,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別

給付金給付事業です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行う国の事業で、ひとり親世帯を対象とした給付金については4月に補正予算を専決処分しておりますが、今回、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の対象分について追加で計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億825万9,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、現在、接種を進めているワクチンの住民接種にかかる人件費などの事務費について昨年度からの繰越事業に追加して計上するものあります。

続いて、10ページをお願いいたします。下のほうになります。

4款2項1目塵芥処理費625万1,000円の増は、説明欄1、塵芥処理事務費で、4月1日からのごみ処理広域化に伴い、販売ができなくなった旧指定ごみ袋について、販売協力店の在庫品となっているごみ袋の代金の返還に要する費用です。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続いて、議案第7号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案の第7号のほう、裏面をお願いしたいと思います。

取得する財産は、旭市指定広域ごみ袋で、取得金額は2,003万9,635円、取得の相手方は、千葉県四街道市みのり町4番地の7、有限会社宮崎商会、取締役宮崎勝巳であります。

契約の方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行し、4種類のごみ袋ごとに1枚当たりの単価契約といたしました。

購入予定枚数及び単価については、普通ごみ、こちら（大）の袋が245万枚で1枚当たり5,753円、普通ごみ（小）の袋が44万枚で、1枚当たり3,564円、資源ごみ（大）が50万5,000枚で1枚当たり1枚当たり6,105円、資源ごみ（小）が30万枚で4,312円です。

入札の経過を申し上げます。

令和3年4月7日に公告し、4月21日まで入札書の受付を行ったところ、2者から入札書の提出がありました。

4月22日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月6日、納品は7月、11月、令和4年2月の3回に分けて実施いたし

ます。

なお、予定価格は2,961万2,000円、落札率は67.67%でありました。

以上で、議案第7号の補足説明を終わりました。続きまして、議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案第9号の内容につきましては、こちらは令和3年度旭市一般会計補正予算（第1号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた低所得の子育て世帯に対する国の支援策の一つである子育て世帯生活支援特別給付金の支給にかかる経費について、給付金の支給を迅速に行う必要があったことから4月19日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4,500万円を追加し、予算の総額を299億3,500万円としたものであります。

また、少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

7ページのほう、歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金4,500万円の増は、説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

以上で歳入の説明を終わりました。続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費107万3,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

3款3項1目児童福祉総務費4,392万7,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯などに対する、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の支給にかかる費用であります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案第10号は、令和3年度旭市一般会計補正予算（第2号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、追加で実施する本市独自の事業である新生児特別定額給付金の支給など、早期に事業を実施する必要があったことから、5月17日に専決処分しましたので議会の承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6,200万円を追加し、予算の総額を299億9,700万円としたものであります。

また少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、また歳出のところで説明させていただきます。

18款2項1目財政調整基金繰入金6,200万円の増は、今回の新型コロナウイルス感染症対策事業にかかる補正財源として財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費4,410万円の増は、説明欄1、新生児特別定額給付金給付事業で、新型コロナウイルス感染症対策として昨年度から実施している、新生児1人につきまして10万円の給付金を支給する事業について、対象期間を1年延長するとともに、転入後に出生した子についても対象となるよう要件を拡充することに伴う費用でございます。

4款1項2目予防費1,790万円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業で、新型コロナウイルス感染症対策として通所・訪問型の介護サービス事業所や障害者施設、児童養護施設の従業員に対しPCR検査を実施する事業に係る費用であります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号の2議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 議案第2号及び議案第3号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

この条例は、国の「職員のサービスの宣誓に関する政令」の改正に伴うものが主なものでござ

います。

それでは、お手元の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

改正条例は、任命権者等が面前での署名を不要とするもので、現行条例第2条中において「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削除し、「宣誓書に署名」を「宣誓書を任命権者に提出」に改めるものでございます。

別記様式の宣誓書については、押印の廃止と文言の一部を分かりやすい表現とするものでございます。

なお、条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続いて、議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式として可能な限り人と人との接触を減少させる取組が推奨されております。このような状況を踏まえ、国においては、行政改革の一環として書面規制、押印、対面規制の見直しを強力に推し進める方針を打ち出し、先般、地方公共団体における押印見直しマニュアルが示されました。

本市では、従来から行政手続きの簡素化や市民負担の軽減を図るため、押印廃止要領に基づき押印の見直しを行ってまいりましたが、今回示された国の基準に基づき、これまでの取組を一層推進するものとし、積極的に押印の見直しを行っているところでございます。

本議案は、これらの取組の一つとして固定資産の価格に関する不服審査の手続きにおける書面への押印及び署名を見直すものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第4条の改正は、固定資産の価格に関する審査を申し出る者が提出する審査申出書への押印を不要とするものです。

第6条の見出しの改正は、文言整理を行うものでございます。

第7条第3項の改正は、審査申出人の口頭による意見陳述を行った場合に、委員会において作成する調書について委員及び書記の署名押印を不要とし、調書への記載事項に委員及び書記の氏名を加えるものであります。

3ページをお願いいたします。

第8条の見出し及び第2項の改正は、文言整理を行うものです。

第8条第5項の改正は、審査関係人が提出する口述書への押印を不要とするものです。

第8条第8項から4ページ第10条第2項までの改正につきましては、委員会において作成する口頭審理、実地調査及び議事に関する調書について委員及び書記の署名押印を不要とし、調書への記載事項に委員及び書記の氏名を加えるものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第11号、議案第12号の3議案について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第4号、議案第11号及び議案第12号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例は、震災により住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合に、地方税法において固定資産税及び都市計画税を6年間減額すると規定されており、本条例で地方税法の減額後に残る税額を減免しております。

今般、地方税法の改正により、新たな住宅の取得期限が震災発生後10年から15年に延長されたことから、地方税法と同じ令和8年3月31日まで延長するものです。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第3条は、減免の対象となる建て替え住宅等の要件を定めるもので、取得期限を定める第1号中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものです。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

次に、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条による改正関係となります。

第24条は、個人市民税の非課税の範囲について定めるもので、個人市民税の均等割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るものとするものです。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めるもので、9ページをお願いいたします。

各号において、税額控除の対象として出資に関する業務に充てられることが明らかであるものを除く旨、規定するものです。

10ページをお願いいたします。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について定めるもの。

11ページをお願いいたします。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めるもの。

12ページをお願いいたします。

第53条の9は、退職所得申告書について定めるもので、電磁的方式による対応に関し、所轄税務署長の承認が不要となったことから規定を整理するものです。

13ページをお願いいたします。

附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について定めるもので、個人市民税の所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るものとするものです。

14ページをお願いいたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について定めるもので、適用期間を5年間延長し、令和9年度までとするものです。

附則第10条の2は、「わがまち特例」として固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、第3項を削る改正は、雨水貯留浸透施設に係る特例措置を廃止し、16ページをお願いします、特例率を見直しの上、第24項として追加するものです。

現行の第24項を削る改正は、生産性革命の実現に向けた特例措置について、17ページをお願いします、改正後の第26項と統合し、特例措置の対象に一定の機械装置等を加えるなどの整理を行うものです。

その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

22ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めるもので、法第451条

第1項第1号に規定する環境性能の高い自家用の軽自動車であって乗用のものに関しては、その取得が令和3年3月31日までに行われた場合は、軽自動車税の環境性能割を課さないこととされておりましたが、取得の期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとするものです。

なお、法改正に伴い、自家用の軽自動車であって乗用のものに関して税率を1%軽減する措置についても取得の期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとされております。

23ページをお願いいたします。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めるもので、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について対象区分の重点化及び基準の切替えを行い、適用期限を2年延長するものです。

27ページをお願いいたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めるもので、住宅用地については、固定資産税の課税標準の特例措置により課税標準が軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については、住宅用地とみなすことにより軽減措置がなされております。

第2項は、地方税法附則第56条の特例措置の適用を受ける場合は、市税条例第74条の住宅用地の申告を必要としないとしたもので、期間を5年間延長し、令和8年度までとするものです。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定めるもので、現在、消費税率の引上げに伴う上乘せ措置として所得税の控除期間が10年から13年に延長されております。当初は令和2年末までの入居を要件としておりましたが、コロナ特例により1年延長し、今般、経済対策としてさらに1年入居期限が延長となりました。

これを受け、控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額は個人住民税から控除されることから、控除可能年度と入居年の読替え規定を定めるものです。

次に、28ページをお願いいたします。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第2条による改正関係となります。

令和2年3月に制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、今般の法改正との内容の整合を図るため、規定の整備を行うための改正となります。

議案第11号については、以上でございます。

次に、議案第12号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の31ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、法改正に伴う条項の整理及び評価替えを受け、宅地等に対して課する都市計画税の特例措置の延長などの改正となります。

以上で、議案第4号、議案第11号及び議案第12号について補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、体育振興課長、登壇してください。

（体育振興課長 柴 栄男 登壇）

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表、6ページをお願いいたします。

旭市卓球場については、建築後56年が経過し、老朽化しており、危険性が高いことから、施設を廃止するため、別表中、関連する部分を削除するものです。

次に、7ページをお願いいたします。

施設の廃止に伴い、附則第2項により旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第一の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 体育振興課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 椎名 隆 登壇）

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

海上ふれあいサポートセンターは昭和46年の建築物で、地域福祉の推進及び健康の増進を図ることを目的として運営してきましたが、平成29年度をもってその役割を終了したため、条例を廃止するものであります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、企画政策課長、登壇してください。

(企画政策課長 小倉直志 登壇)

○企画政策課長(小倉直志) 議案第8号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

おひさまテラスの指定管理者の選定につきましては、「旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第5条の規定を適用し、公募は行わずに、生涯活躍のまち・あさひ形成事業に係る代表事業者であり、令和2年7月に市と基本協定を締結しておりますイオンタウン株式会社を指定管理者候補者として、5月7日に市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審査を行いました。

審査の結果、適当であるとされたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長(木内欽市) 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第13号から議案第16号の4議案について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇)

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 議案第13号から議案第16号までの4議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、介護保険法等の規定に基づき、厚生労働省令の一部が改正され、令和3年1月25日に公布となり、同年4月1日に施行されることに伴い、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正の概要でございますが、介護サービス事業者に対する虐待のための体制整備や感染症や非常災害発生時における業務継続に向けた計画策定や訓練の実施等の規定を加えるとともに、介護人材不足に対応するため、従業員配置の緩和などを行うもので、改正につきましては国の基準どおりとしております。

なお、本条例の対象となる指定居宅介護支援事業者とは、ケアマネジャーが所属し、在宅の要介護者の居宅サービス計画書の作成やサービスを管理する事業者のことでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の36ページをお願いいたします。

中段に記載の第4条第5項は、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

36ページから37ページにかけての第7条第2項は、利用申込者や家族へ説明しなければならない内容として、居宅サービス計画における訪問介護等サービスごとの割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものが占める割合について内容を加えるものです。

37ページ下段の第16条第1項第9号は、感染症予防等のため、居宅サービス担当者会議においてテレビ電話装置等を活用できる旨を加えるものです。

38ページをご覧ください。

中段の第19号の2は、ケアマネジメントの質の向上と公正中立の確保を図る観点から、訪問看護サービスの割合の多い利用者のケアプランの作成事業所の点検・検証の仕組みをつくるための基準を加えるものです。

39ページをご覧ください。

第21条第6号は、運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものです。

中段の第22条第4項は、事業所におけるハラスメント防止のための方針の明確化等の措置講じる規定を加えるものです。

第22条の2は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定と研修及び訓練の実施などを義務づける規定を設けるものです。

40ページをご覧ください。

中段の第24条の2は、感染症の予防及び蔓延の防止の取組の徹底のため、対策検討委員会の開催と指針の整備、研修及び訓練の実施などを義務づける規定を加えるものです。

41ページをご覧ください。

中段の第30条の2は、虐待の発生や再発防止のため、対策検討委員会の開催と指針の整備、研修の実施などを義務づける規定を加えるものです。

恐れ入りますが、議案の4ページのほうをご覧くださいと思います。下段になります。

附則としまして、第1項は、施行期日の規定で、公布の日とするものです。

ただし、ケアプランを作成する事業所の点検・検証を導入する仕組みは、令和3年10月1日から施行するものです。

また、附則第2項から第4項は、経過措置として令和6年3月31日までの間、虐待防止に

係る規定、業務継続計画の策定に係る規定、感染症予防のための措置に係る規定は努力義務とするものです。

議案第13号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第14号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、議案第13号と同様に、厚生労働省令の一部改正に基づき、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

本条例の対象となる指定介護予防支援事業者とは、在宅の要支援者の方への介護予防ケアマネジメントを行う事業者のことでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の43ページをご覧ください。

中段に記載の第4条第5項は、基本方針に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

44ページをご覧ください。

第21条第4項は、事業所におけるハラスメント防止のための方針の明確化等を義務づける規定を加えるものです。

下段の第21条の2は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者にサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定と研修及び訓練の実施などを義務づける規定を設けるものです。

45ページをお願いいたします。

上段の第23条の2は、感染症の予防及び蔓延防止のための措置についての規定を加えるものです。

一番下段の第29条の2は、虐待の発生や再発防止のための措置についての規定を加えるものです。

46ページをご覧ください。

下段の第33条第9号は、感染症予防等のため、介護予防サービス等担当者の会議においてテレビ電話装置等を活用しての実施を認める規定を加えるものです。

恐れ入りますが、議案の4ページをご覧ください。

附則第1項は、この事例の施行期日の規定で公布の日とするものです。附則第2項から第

4項は経過措置としまして、施行日から令和6年3月31日までの間、虐待防止に係る規定、業務継続計画の策定に係る規定、感染症の予防のための措置に係る規定は努力義務とするものです。

議案第14号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第15号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、厚生労働省令の一部が改正され、同年4月1日に施行されることに伴い、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

なお、本条例の対象となる指定地域密着型サービス事業者とは、要介護1から要介護5の方に対し、市町村が指定する小規模な介護サービスを提供する事業者のことでございます。

改正の内容でございますが、介護事業サービス事業者に対する虐待のための体制整備のほか、介護人材不足に対応するための従業員の配置の緩和などを行うもので、改正につきましては国の基準どおりの改正としております。

それでは、主な改正部分についてご説明いたします。

新旧対照表の49ページをご覧ください。

中段に記載の第3条第3項は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備と従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

少し飛びまして、56ページをお願いいたします。

下段の第47条第3項から58ページの第7項は、オペレーターの兼務条件を緩和するもので、利用者の処遇に支障がない場合には、同一敷地内の施設の別の事業所への従事や他の施設の職員を充てることのできる旨を加えるものです。

少し飛びまして、61ページをご覧ください。

中段の第59条の13第3項は、介護従事者の資質向上のため、資格を有さない従業者に対して認知症介護に係る基礎的な研修を義務づける規定を加えるものです。

少し飛びまして、68ページをご覧ください。

下段の第66条第1項は、管理者の配置基準の緩和の規定で、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上、支障がない場合には、事業所の同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することが可能となる旨を加えるものです。

少し飛びまして、74ページをご覧ください。

74ページから75ページにかけての第110条第1項は、夜間及び深夜の勤務体制の見直しについてであり、利用者の安全が確保されていると認めるときは、介護従業者配置条件を緩和する旨を加えるものでございます。

76ページをご覧ください。

上段の第9号と下段の第111条は、サテライト型事業所において本体事業所との兼務等により管理者等の配置基準を緩和する規定を加えるものです。

少し飛びまして、86ページをご覧ください。

中段の第163条の2は、入所者の栄養管理と、第163条の3は入所者の口腔衛生の管理体制の整備についてそれぞれ義務づける規定を加えるものです。

次に、89ページをご覧ください。

下段の第180条は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居定員等について緩和するものでございます。

次に、附則となります。

議案の16ページをお願いいたします。

附則第1項は、施行期日の規定で公布の日とするものです。

附則第2項から附則第11項は、経過措置の規定で、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものでございます。

議案第15号は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第16号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、厚生労働省令の一部改正に基づき、4月1日付で専決処分により制定した「旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について議会の承認を求めるものでございます。

なお、本条例の対象となる指定地域密着型介護予防サービス事業者とは、在宅の要支援1または要支援2の方に対し、市町村が指定する小規模な介護予防サービスを提供する事業者のことでございます。

改正の内容でございますが、議案第15号と同様の改正となりますが、主な改正点についてのみご説明させていただきます。

新旧対照表の97ページをお願いいたします。

中段に記載の第3条第3項は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備と

従業者に対する研修などを義務づける規定を加えるものです。

100ページをご覧ください。

上段の第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者の配置基準の緩和規定で、管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事することが可能となる旨を加えるものです。

少し飛びまして、109ページをお願いいたします。

下段の第71条は、従業者の人員基準を定めるもので、夜間及び深夜の勤務体制について利用者の安全が確保されていると認められているときは、介護従業者配置条件を緩和とする旨を加えるものです。

また、111ページ下段から112ページにかけての第71条第9項と第72条第2項は、サテライト型事業所において本体事業者等の兼務等により管理者等の配置基準を緩和する規定を加えるものです。

以上で、議案第13号から議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 会議は途中ですが、昼食のため1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号、令和2年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として令和2年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令、第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は、全部で23事業です。

2款1項総務管理費のうち、生涯活躍のまち形成事業は、各種許認可手続きに時間を要し、インフラ工事の年度内完了が困難となったことから、対象となる補助金5億円を繰り越したものです。なお、事業の完了は、9月を予定しております。

次の広域情報ネットワーク運用事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、年度内の光ケーブルの設置工事の完了が困難となったことから、1,210万円を繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

次の新庁舎建設事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、移転等の業務を年度内に完了することが困難となったことから、2,321万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は、来月を予定しております。

2項徴税費、税務総務事務費は、税証明のコンビニ交付システムの導入について、システム構築の年度内完了が困難なことから、1,122万円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

3款2項老人福祉費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業は、高齢者へのワクチン接種が5月からの開始となったことから、560万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

次の、高齢者施設等防災改修支援事業は、高齢者施設等への非常用自家発電装置の整備に対する補助事業について、対象工事の年度内の完成が困難となったことから、1,232万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

3項児童福祉費、新生児特別定額給付金給付事業は、給付金の支給手続き等が年度内に完了できないことから、303万3,000円を繰り越したもので、令和2年度分の事業は5月に完了しております。

4款1項保健衛生費のうち、感染症予防対策事業は、介護保険施設等に新たに入所する高齢者等に対するPCR検査費用の助成事業及び市民が自費でPCR検査を受けた場合の費用の助成事業で、新型コロナワクチンの住民接種の開始が今年度となったことから、1,052万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチンの配分時期の遅れなどにより、接種開始が今年度からとなったことから、3億6,254万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

6款1項農業費のうち、農水産業経営継続支援金給付事業は、市独自の新型コロナ感染症に対する経済対策の一つとして実施した農水産業者に対する支援事業で、事業対象期間を3

月まで延長したことから、給付金の給付手続き等が年度内に完了できないため、1,731万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

次の農業基盤整備事業は、県の土地改良事業について、国の補正予算により前倒し事業執行となったことから、事業期間が確保できなかったため3,415万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

7款1項商工費のうち、消費者保護対策事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、消費生活センターで使用するシステムの移設業務の年度内完了が困難となったことから、149万9,000円を繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

次の商業活性化推進事業は、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして、上乘せ助成を行った旭市商業振興連合会の実施するプレミアム付商品券発行事業について、商品券の使用期間が本年5月までであることから、360万円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

次の中小企業者等事業継続支援金給付事業は、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の一つとして実施した中小企業者等に対する支援事業で、対象期間を3月までに拡充したことから、給付金の給付手続き等が年度内に完了できないため、4,322万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路新設改良事業は、飯岡地域、三川地先の工事などで、近隣との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため、5,620万円を繰り越したもので、事業の完了は11月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、交差点などにかかる関係機関との協議に不測の日数を要したため、1億9,030万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者との協議及び工法の見直しに不測の日数を要したため、4,507万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、関係機関との協議及び用地補償物件の移転に不測の日数を要したため、3億5,488万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

4項住宅費、被災住宅修繕支援事業は、令和元年の台風等による被災住宅の修繕に対する助成で、施工業者の不足などにより、年度内工事完了が一部困難となったことから2,900万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

9款1項消防費、防災行政無線等整備事業は、新庁舎建設工事の工期変更に伴い、防災行政無線システムの移設業務の年度内完了が困難となったことから、1億2,966万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

10款2項小学校費、小学校施設改修事業は、新型コロナ対策として実施するトイレ改修工事及び嚶鳴小学校の空調機更新工事等に係るもので、国の交付金が前倒しで採択されたことなどから、工期が確保できなかったため、1億9,567万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

3項中学校費、中学校施設改修事業は、新型コロナ対策として実施するトイレ改修工事及び海上中学校の空調機更新工事に係るもので、国の交付金が前倒しで採択されたことなどから、工期が確保できなかったため、6,865万円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年3月を予定しております。

4項社会教育費、社会教育施設再編事業は、市図書館の県立東部図書館への移転に係るもので、県との協議に不測の日数を要したことから、年度内の移転業務の完了が困難となったため、493万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は来月を予定しております。

続きまして、報告第2号、令和2年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明をさせていただきます。

この計算書は、令和2年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。繰り越した事業は4事業です。

初めに、2款1項総務管理費、広域情報ネットワーク運用事業は、電柱移転工事の遅れにより光ケーブル移設作業の年度内完了が困難となったことから、57万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月末を予定しております。

6款1項農業費、農業災害対策支援事業（繰越明許）は、令和元年度の台風等により被害を受けた農家に対する助成で、資材や作業従事者の不足などにより、農業用ハウス等の復旧工事が一部遅れたことから、3億4,402万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和4年1月を予定しております。

8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、旭地域江ヶ崎地先の道路改良工事で、埋設管の移設にかかる工法の検討や関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難となったことから、1,003万4,006円を繰り越したもので、事業の完了は、来月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事で、電柱移設に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったため、127万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、令和2年7月17日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年8月18日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和2年7月19日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年9月3日に専決しております。

案件3は、令和2年7月18日、旭市蛇園地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月15日に専決しております。

案件4は、令和2年8月26日、旭市クリーンセンター敷地内において、市有フォークリフトの接触による自動車物損事故でありまして、同年10月20日に専決しております。

案件5は、令和2年10月17日、旭市鎌数地先道路上において、走行中、路肩にできた段差により、タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月10日に専決しております。

案件6は、令和2年10月11日、旭市三川地先道路上において、水道本管の漏水による道路陥没により、走行中の車両が脱輪して損傷した自動車物損事故でありまして、同年12月17日に専決しております。

案件7は、令和2年10月2日、旭市秋田地先道路上において、走行中に路面破損箇所です。タイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月2日に専決しております。

イヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、令和3年1月29日に専決しております。

案件8は、令和3年1月7日、旭市イ地先道路上において、走行中に破損した視線誘導標で、前部バンパーが破損した自動車物損事故でありまして、同年2月9日に専決しております。

案件9は、令和2年11月13日、旭市ニ地先道路上において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、令和3年2月17日に専決しております。

案件10は、令和3年2月1日、旭市後草地先道路上において、走行中にグレーチングが外れていた側溝で、前部バンパーやオイルパン、ラジエーターなどが破損した自動車物損事故でありまして、同年2月26日に専決しております。

案件11は、令和3年3月27日、旭市倉橋地先道路上において、走行中に路面破損箇所タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月27日に専決しております。

以上で、報告第3号の説明は終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わります。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理しました。

追加のありました議案は、議案第17号、財産の取得についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

先ほど、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま、議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議いたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第17号、財産の取得についての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和3年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月9日水曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については、財政課長を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 議会運営委員長の報告は、終わりました。

おはかりいたします。議案第17号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（木内欽市） 議案第17号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第17号は、財産の取得についてでありまして、水槽付き消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入について、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 議案の補足説明を求めます。

議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第17号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案の裏面のほうをお願いします。

取得する財産は、水槽付き消防ポンプ自動車（Ⅱ型）で、海上分署に配備されるものでございます。

取得金額は5,607万4,040円で、取得の相手方は東京都台東区浅草橋5丁目4番2号、横山ビル、ジーエムいちはら工業株式会社東京営業所、所長真館知誉であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。令和3年5月10日に公告し、5月24日まで入札書の受付を行ったところ、6者から入札書の提出がありました。5月25日に開札した結果、予定価格に達せず、翌日、再入札を行いました。再度、予定価格に達しなかったことから、最低価格を提示した同社と地方自治法施行令による随意契約交渉に移行いたしました。

翌日、見積りを徴したところ、予定価格に達したため、書類審査を実施したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしましたところでございます。

仮契約の締結日は6月4日、納入期限は令和4年3月31日でございます。なお、予定価格は5,630万200円、落札率は99.60%でありました。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 議案の補足説明は終わりました。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を散会します。

なお、次回は14日、定刻より会議を開きます。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年6月14日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
-

出席議員（15名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（1名）

18番 木内欽市

説明のため出席した者

市長 明智忠直 副市長 飯島茂

教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	伊 藤 義 一	環 境 課 長	高 根 浩 司
健 康 づ くり 課 長	齊 藤 孝 一	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
消 防 長	伊 東 秀 貴	教育総務課長	杉 本 芳 正
体育振興課長	柴 栄 男		

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） おはようございます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○副議長（宮内 保） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

まずは、9ページになります。4款1項2目予備費の説明欄1にある新型コロナウイルスワクチン接種事業1億825万9,000円ですが、これはワクチンの住民接種に係る人件費などの事務費と説明がありました。この事業は全額国費で補填され、今年1月にワクチン接種事業として3億7,600万円の補正予算額を専決処分して、繰越事業となっています。

今回は、ワクチン接種に関する事務費の追加計上となっていたようなので、具体的にどのようなものが追加となったのか伺います。

次に、10ページになります。4款2項1目塵芥処理費の説明欄1にございます塵芥処理事務費625万1,000円ですが、これは4月1日からのごみ処理広域化に伴い販売ができなくなった旧指定ごみ袋について、販売協力店の在庫品となっているごみ袋の代金の返還に要する費

用との説明がありました。

それでは、対象となる店舗数と想定している枚数を併せて伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうから9ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正の内容についてお答えいたします。

今回の補正は、追加で補助金の経費になったものについては、会計年度任用職員及び職員の人件費が追加されております。これは議員が申し上げたとおり、国からの補助金の経費の対象になったからということになります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは環境課のほうからお答えします。

まず、対象店舗数でございますが、市内133店舗でございます。内訳としましては、旧旭地区が75店舗、飯岡地区が19店舗、海上地区が19店舗、旧干潟地区が20店舗でございます。

種別ごとの引取り枚数につきましては、種別ごとに申し上げます。

可燃ごみ用の大が3万6,000枚、可燃ごみの小が2万1,000枚、不燃ごみ用が4万枚、かん専用の袋が2万7,000枚、びん専用の袋が3万7,000枚、ペットボトル専用の袋が3万2,000枚、プラスチック製容器包装類の専用の袋が2万4,000枚でございます。これら7種類の合計が21万7,000枚でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 再質問、まずワクチン接種事業の事務費についてです。

人件費が国費補填の対象となったとのことですが、一般職の報酬と職員手当の内容について伺います。

加えて、ワクチン接種には大変多くの人手が必要となり、医師や保健師、看護師のほかに市の職員の皆さんも、受付事務や接種会場の案内といった業務を行っております。担当課以外の職員も応援体制を取っているようですが、1日当たり接種人数に対する人員体制が分かれば、併せて伺います。

次に、旧指定ごみ袋の使用期限について、これ延期をする考えがあるものなのかを伺いたい、そのように思います。

○副議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般職の報酬といたしましては、接種会場に従事していただいている事務職員と、経過観察等の看護師の会計年度任用職員の報酬でございます。事務職を1日7名、経過観察等の看護師を1日14名で計上してございます。

職員手当の内容につきましては、健康づくり課職員等の時間外手当でございます。

続いて、ワクチンの接種体制のご質問でございますが、現在、旭市保健センターでは土日を含めて毎日実施しております。医師の都合にもよりますが、午前午後実施しております。

各課からの応援体制を含め、1日当たり医師2名、看護師11名、事務職17名から20名の体制で、半日約200名程度、多いときで1日午前午後400名程度を接種しております。

また、市の総合体育館では、平日午前か午後の半日で、医師が3名、看護師が13名、事務職員27名程度。消防本部より救急車1台、救急隊員3名の待機をお願いしております。接種人数は約450名でございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、使用期限について延期の考えがあるかのご質問でございます。

旧指定ごみ袋の使用期限につきましては、現在10月以降の取扱いを検討しているところでございまして、これらも含めまして、早急にお知らせできるよう対応したいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ワクチンの接種事業に関する今回の補正予算案で、職員の時間外に関する手当が追加計上されたので、ワクチン接種の会場の事務に従事する職員の状況や、20時以降の本庁舎の入り口から見える範囲での健康づくり課の様子を、遠くから数回拝見をさせていただきました。

職員の方々は、通常業務に加えワクチン接種の業務にも務められ、特に担当の健康づくり課の職員には負担が大きく、残業も多く行われているのではないのでしょうか。

現状において通常の生活を取り戻すには、このワクチン接種が大きな鍵を握っております。ワクチン接種事務に従事する職員一人ひとりにおいては大変な苦労があろうかとは思いますが

が、この難局を乗り越えるために一致協力をしてぜひ頑張っていたいただきたく、僕からも市民を代表して感謝・御礼と最大限のエールを送らせていただきます。

次に、旧指定ごみ袋の取扱いですが、古いごみ袋の使用期限は今年9月末までとなっています。

しかし、昨日も区会で側溝清掃等ありましたが、そのとき、もう使えないと勘違いをして処分してしまったという近所の方がいらっしやいました。まだだいぶ在庫を抱えている家庭が多くあると聞いていますが、周知が行き届かない現状では使用期限の延長は当然であり、今後さらなる対策が必要と考えますが、本市の見解を求めます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

これまでも、広報あさひや市ホームページ、また、ごみの収集カレンダー等の全戸配布等で周知に努めてまいりましたが、ご指摘のとおり、広域化後2か月以上たった現在でも、そのようなお問合せをいただいていることは承知しております。

また、昨年12月15日の広報で9月30日までと周知してから、結構電話等のお問合せもたくさんございました。その中で、やはり10月以降どうなるんだというお問合せも多々ありまして、それについては検討中でございますので、いましばらく待ってくださいというような電話での回答もいたしております。

このような状況の中で、今後早急にその10月以降の対応の周知を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

固定資産税等の減免の対象となる被災住宅の要件として住宅取得期限を5年間延長し、令和8年3月31日までとするとの説明がありました。結果として減免の期限が延長されるわけですが、では、現在までにどのくらいの減免件数があり、減免額となっているのか。また、直近3か年の減免状況を併せて伺います。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長(伊藤義一) 税務課のほうから、ただいまのご質問について回答いたします。

現在までの実績ということでございますが、平成24年度からの累計で175件、減免額の合計としましては4,727万円となっております。

また、最近3か年の状況でございますが、令和元年度課税分として1件、令和2年度課税分は3件、令和3年度課税分は0件でございました。

以上です。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 震災から10年もの月日が経過している中、被災されて、いまだ建て替えがなされていない状況も見受けられますが、このような制度をどのように被災者にお知らせしているのか。現状のお知らせ方法を分かりやすく教えてください。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

○税務課長(伊藤義一) 周知の方法ということでございました。

今後の周知の方法につきましては、今まで同様、引き続きましてホームページや窓口での説明、また、家屋調査時等におきまして、対象となり得る者への説明などをさらに徹底して実施していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) このような制度をしっかりと周知をしていく必要があると考えますが、担当課として現状で十分であると考えているのか。それとも、今後新たな方法を用いて周知するのかを最後にお伺いします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ここ数年の申請件数でございますが、数件ございました。令和3年度におきましては、先ほど申し上げましたように0件ということで、震災後10年が経過していることから、建て替えのピークというものは過ぎているのかなと考えております。

また、過去の実績から今後数件の申請が出てくることについては、想定はしておるところでございます。今までどおり、引き続きましてホームページ等で説明をしまして、また、先ほど申しましたけれども、同じことになって申し訳ございません。家屋調査、このときに新たな取得者、こういう方について丁寧に説明していくことによりまして漏れがなくなるのかなと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 続きまして、議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

当施設は以前、社会福祉協議会が指定管理者として使用していたようで、その当時は地元のシニアクラブでも頻繁に利用していたと、そのように伺っておりました。しかし、現在はシニアクラブの備品や地元地区の資源回収ごみの保管場所となっており、利用頻度が激減しているように感じていました。

そんな中、平成29年をもって役割を終了するとの補足説明でありましたが、それでは平成29年以降の利用実績について、具体的な使用状況を伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 海上ふれあいサポートセンターの利用状況実績ということで、お答えいたします。

林議員言われましたように、海上ふれあいサポートセンターは、平成18年度から29年度まで旭市社会福祉協議会が指定管理者として運営を行って、ミニデイサービスの実施や心配ごと相談の業務を行っておりました。その後、平成30年度からは旭市が直営で施設を管理しております。

当該施設は、これまで適正に管理しておりまして、おおむね良好な状態を保っておりますけれども、建築後相当年数を経過したこともあり、近年は社会福祉課で所管する団体である老人クラブ連合会の役員会を年に数回開催する程度ということで、利用実績が少なくなっております。

その利用実績でございますけれども、平成30年度、役員会年2回です。元年度、同様に2回。昨年度、令和2年度は年4回ということで行っております。

また、このほか、先ほど議員言われましたように、近隣の老人クラブの皆さんが、センターの敷地内にある倉庫を活用して、毎月1回、資源ごみ回収のリサイクル活動を行っている、そのような状況でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 当施設は使用頻度が年々減っているように感じていましたが、今のご回答では、今でも様々な行事等で使用して、様々な団体が有効的に利用してはいます。

そこで、今後の具体的な利用方法について詳しく伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 海上ふれあいサポートセンターの今後の施設管理の状況ということでお答えいたします。

海上ふれあいサポートセンターは、本条例の廃止が議決されましたら、行政財産から普通財産へ種別替えとなります。それによりまして、行政改革推進課のほうへ管理を移管するといった予定でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは行政改革推進課より、今後の予定について林議員の質問にお答えいたします。

旭市公共施設等総合管理計画において、当該施設は廃止後、解体を予定しておりましたが、現在、旭市歯科医師会より建物の貸付けについて申出があったことから、本議案の可決をい

ただき財産が移管された後に、貸付けについて歯科医師会と具体的な協議を行う予定となっております。

また、近隣老人クラブの資源ごみ回収のリサイクル活動としての倉庫の利用については、当面継続していただいて構わないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、今後、本市のシニアクラブだとか地元の区の行事等で利用したいなということがあった場合に、貸出しをしていくことが可能であるのかどうなのか。

その場合、どちらでどのような手続きが必要となり、使用料などは新たに発生してしまうものなのかを伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課のほうから、老人クラブの今後の会議場所の利用についてお答えいたします。

老人クラブの会議については、市役所庁舎、また海上公民館、あといいおかユートピアセンターなどの他の施設を利用させていただくように、役員の皆さん方をお願いをしようと考えております。

会議などの会場の予約や準備については、引き続き社会福祉課のほうで行う予定でありますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次は議案第8号、指定管理者の指定について質疑を行います。

これは、おひさまテラスの指定管理者の選定であります。公募は行わず、生涯活躍のまち・あさひ形成事業に関わる代表事業者のイオンタウン株式会社を候補者として、市民を代表する方や学識経験者を含めた選定委員会で審査を行ったようです。

そこで、簡単に確認をしたいと思いますが、指定管理の指定については原則公募を行うこととなっておりますが、公募をせず、1者で選考委員会を開催し候補者を選定したのであれば、選定委員会開催の必要性は一体どのような意図であるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、原則は公募ということになっております。今から読み上げますけれども、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条におきまして、「指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人、その他の団体を公募するものとする。」と規定されております。

一方で、同条例の第5条におきましては、「市長は、施設の規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成すると認めるときは、第2条の規定による公募を行わないで、指定管理者の候補者の選定を行うことができる。」と規定されています。

一方、市では、1者だけの募集の場合でも、公平性・透明性を確保するために、指定管理者制度導入に係る基本方針に基づき、公募を行わない場合でも選定委員会を開催し、提出された書類の確認・審査を行うこととしています。

基本的には、委員会において、委員のメンバーが100点満点で点数をつけまして、60点以上であればということになっております。このたびは、これを大きく上回った成績であったということで、今回の議案の提出に至ったということでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 審査の結果、適当であるとされたことから議会の議決を求めるものでありましたが、委員会では具体的にどのような意見があったのか伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

当日の主な意見あるいは質問の内容ですけれども、まず、まちづくり・まち育ての取組ということで、施設が成長していくにつれて、やればやるほどニーズも多様化すると。そのマネジメントについてはどのようにコーディネートしていくのかというような質問がございま

した。

これにつきましては、地方創生推進交付金、これが採択されておりますので、交付金をうまく活用して、最初はプロの力を借り、徐々に育成した人材を中心に移行していくとの回答でした。

あとは、おひさまテラスで働くスタッフについて、こちらはマネジャーなどの基本的なスタッフはイオンタウンで採用することになるけれども、なるべく地元の方を雇用していきたいというような回答がございました。

指定管理料についての質問がございました。提示された額について、市としてどのように捉えているのかというような質問がございましたけれども、3年目までは地方創生推進交付金で行う事業分が加算されているために、3年以降については、市の想定している額と合致しているというような話がございました。

あと、施設のコロナ対策についての質問もございました。イオンタウンとしては、コロナ感染症拡大を抑制するためにプロトコルを作成しておりまして、感染拡大を抑制するための様々な工夫をしていくということでもございました。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕も、イオンタウンが管理者となることが至極当然であろうと考えてはいました。

そこで、公募を行わない理屈があるならば、選考委員会を開催しない理屈はなかったものなのか、具体的にお尋ねします。市民の代表の方だとか学識経験者といった方が選考委員会の開催当日、拍子抜けしたのではないのかなと心配して質問をいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

審査委員会の開催ですけれども、先ほども申し上げました指定管理者の指定のための基本方針の中で、指定管理者が決まっても、審査を行ってある水準に達しなければ、これはまずいということになっておりまして、これに基づいてやったわけでございます。

それで、当日、委員も拍子抜けしたんじゃないかというお話がございましたけれども、おひさまテラス、非常に市民の方々も興味を持っていらっしゃる施設で、非常に活発に質問や意見聴取も出たところですので、決して無駄ではなかったと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後の議案ですね、議案第17号、財産の取得について質疑を行います。

補足説明によりますと、取得する財産は水槽付き消防ポンプ自動車Ⅱ型で、海上分署に配備されるものでして、これは車両整備計画に基づいて行っているものと思いますが、車両の入替えであるならば、入替えを行う旧車両の使用年数や走行距離などを伺います。

また、本市の住民基本台帳によると、直近5か年を見ても、毎年人口は減少し、世帯数は微増しています。財政は今後一層厳しくなると予想できますが、それらを踏まえての車両整備計画となっているものなのかを併せてお尋ねいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からお答えいたします。

今回の車両でございますが、海上分署配備の水槽付き消防ポンプ自動車、こちらは平成16年12月登録配備の車両で16年が経過し、年数の経過に伴い、ポンプ等の性能低下及び修理箇所も多く、車両本体の腐食等も進んでおります。

更新車両の主な仕様につきましては、四輪駆動、水槽容量2,000リットルを装備し、災害対応力の向上が図れるものでございます。

旧車両の走行距離でございますが、令和3年6月3日現在で3万3,993キロメートルでございます。

車両の更新につきましては、消防本部において消防車両整備計画により実施しております。消防ポンプ自動車につきましては、基本方針としまして15年をめぐりに更新しており、その状況により更新時期、こちらを考慮して延長対応したりしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 取得する水槽付き消防ポンプ車両は新型車両となりますので、入替えを行う旧型車よりも最新の機能が当然配備されていると思います。今ちょっと出ていましたけれども、それらの最新機能だとか、旧型の車両と比較して優れている点を教えてください。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 旧車両と新車両との違いということでございます。

今回、車両更新の際に車両の駆動方式、こちらが二輪駆動から四輪駆動に変更になります。また、水槽の容量は1,600リットルから2,000リットルに変更になります。

車両の重量ですが、7,980キログラムから12トン未満での仕様となり、免許の種類は中型

車から大型免許の仕様となります。

ポンプ性能につきましては同様のポンプではありますが、性能の向上が確認されております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕は常々、本市の消防車両はいつもきれいになっており、どれも大切に使っているものと感じていまして、改めて感謝を申し上げます。

そこで、使用年数について伺いますが、常備消防で配備している水槽付き消防ポンプ自動車の入替え時期、それを近隣の他市だとか全国平均と比較してお伺いをしたいと、そのように思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） お答えいたします。

消防ポンプ自動車の使用年数ということですが、県下を調査いたしまして、消防車両整備計画、こちらを策定いたしました。やはり平均としまして15年程度が多かったようです。

また、メーカーのほうの推奨といたしましても15年が目安となっており、交換部品等整備に、古くなりますと多額の費用がかかりますことから、15年を整備計画としております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○副議長（宮内 保） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第17号までの17議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託しました議案は、6月23日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○副議長（宮内 保） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号、請願第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、
請願の部のおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月23日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は16日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時42分

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年6月16日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（15名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（1名）

18番 木内欽市

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
市民生活課長	八木幹夫	健康づくり 課長	齊藤孝一

商工観光課長	加藤博久	農水産課長	多田一徳
建設課長	浪川正彦	消防長	伊東秀貴
教育総務課長	杉本芳正	体育振興課長	柴栄男

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） 本日、議長に代わって、私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（宮内 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いします。

◇ 林 晴 道

○副議長（宮内 保） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をお聞きの方、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。傍聴の方々には、コロナ禍、何かとお忙しい中、ご足労いただきまして誠にありがとうございます。旭市の未来をつくっていくこの新しい議場で最初の登壇となりました。市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、皆さんの貴重なお時間をいただき、新庁舎初の一般質問をここに行います。

改めて、この地域をつくってくださった先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代表、そして市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命、凜とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、明智忠直市長におかれては、平成22年7月から、新旭市の2代目市長として

3期12年の長きにわたり旭市政を担当され、数々の事業を成し遂げ、その任期を全うし、退任されることになりました。特に、未曾有の大災害であった東日本大震災からの迅速な復旧、復興は、数々の職歴を歴任された中でも、市の消防団長として10年の経験を持つ市長ならではの危機管理能力と指導力によるものだと確信をしているところであります。そのほかにも、旭中央病院の地方独立行政法人化のスタートや、銚子市、匝瑳市との広域ごみ処理施設の完成など、旭市の発展と市民福祉の向上にご尽力されました。

このたびご勇退されるに当たり、数え切れない思い出があり、感無量のものがあるかとお察しいたしますが、改めて長年の功績をたたえ、深く敬意と感謝の意を示す次第であります。任期まであと1か月半ございますが、退任後は激務であった12年間の疲れを癒やされ、またいつか、同じ時代を旭市のために働いた同志としてうまい酒でも酌み交わしたいと、そのように思う所存でございます。いつまでもご健康であられることをご祈念申し上げ、質問に入ります。

旭市新庁舎の竣工に関して、初めに庁舎機能について質問します。

現在、多くの地方が少子高齢化や経済規模の縮小など、様々な問題を抱えている中、自治体はその問題を解決し、住民にとって住みよいまちづくりを行うことが求められています。いわゆる持続可能な社会をというものを目指して、全ての人が安心して幸せに暮らせるような環境をつくっていくことが普遍的な課題として挙げられているわけであります。

今、全世界規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、その勢いは収まらず、社会の形態や日々の生活に大きな影響を及ぼしております。このような社会情勢の中では、旭市の未来をつくる拠点として、本市が平成17年の合併以来15年の長き歳月を経て、明智市長公約にも掲げていた市民の一体感の醸成につながる新庁舎がこのほど無事に完成し、4月26日から業務が始まりました。この庁舎建設は、明智市長在籍3期12年にわたる市政運営の中で、集大成になる事業ではないかと思うわけでありますが、そこで明智忠直市長にこの庁舎への全体を貫く基本的な構想やその思いをご教授願いたいと思います。

次に、庁舎の維持管理について質問をします。

新たな旭市のシンボルとして新庁舎が完成しました。分散していた庁舎機能を集約したことで、庁舎の規模や機能も大型化、多機能化しています。これからの庁舎を将来にわたってよりよい状態で使用していくためには、大変な労力と維持管理の難しさや、費用面の課題もあろうかと考えますが、今後どのように対応していくのか、本市の見解を伺います。

次に、庁舎の駐車場について質問します。

ありがたいことに、僕が訪れたときには毎回駐車場が混雑している印象がありますが、今日は公用車が隣の図書館等に移動していることでありました。傍聴された方々はいかがでしたでしょうか。それでも、職員駐車場は遠く離れた場所になり、不便をかけているのが現状であります。ここでは、現状認識を共有して提案型の質問につなげていきたいと、そのように考えております。

では、まず新庁舎には現状何台の駐車が可能で、そのうち来庁者用として何台分があり、公用車は何台駐車しているのかと、職員駐車場までの距離やその台数をお尋ねいたします。

次に、旧庁舎の取扱いについて質問します。

新庁舎が開庁されたことに伴い、旧本庁舎などの解体費用が予算化されておりますが、具体的に解体される建物、その建物を解体される時期についてを伺います。

加えて、前定例会の本会議でも質問しましたが、解体後の活用として、旧本庁舎は公園に、第二庁舎は公用車の駐車場を予定しているとの回答でありました。そのほかにも、青年の家や海上支所、飯岡支所、南分館などの施設は今後どのような活用方法を考えているのか伺います。

新しい時代をどのような時代にしていくのか、それは今を生きる僕たちの行動にかかっています。先送りでは次の時代に責任を果たすことはできません。未来に向かってどのような旭市をつくるのか、その案を示す責任が我々にはございます。僕は、日本の真ん中で輝く、希望にあふれ、誇りある旭市をつくる、その大きな夢に向かって、この8年間全力で活動してきました。夢を夢のままで終わらせてはならない。新しい時代の旭市をつくるため、皆さんと共に歩ませていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上、4点の質問をいたしました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような答弁に努められますようお願いをいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

まず、林議員の質問にお答えをする前に、冒頭で評価をいただきましたことを、改めて私のほうからもお礼を申し上げたいと思います。

私のほうからの答弁につきましては、庁舎機能について、市長の思いはということでご回答させていただきたいと思います。

平成の大合併から15年の歳月を重ね、これまで分散していた行政機能が一つの庁舎に集約され、行政サービスの拠点をつくる、そのことが私の市長になったときの大きな目標であり、公約でありました。この新庁舎建設は旭市民の融和に向けた集大成となる一大事業であり、市民に開かれた庁舎、拠点となる庁舎、市民の安全・安心を支える庁舎などをコンセプトとして取り組んできたところであります。

1階、2階には市民の皆様がよく利用される窓口をまとめて配置したほか、市政や観光、災害情報等を発信する大型モニターや、旭市の歴史や偉人を展示する歴史を学ぶ場、そのようなものを設置し、最上階には市内を一望できる展望室を設け、市民が気軽に利用できる庁舎となっております。

また、新庁舎は高い耐震性、防火性を備えており、隣接する旭文化の杜公園との連携により、大規模な災害にも迅速かつ柔軟に対応することが可能となりました。市民にとっても、職員によってもよりよい環境が整ったと感じているところであります。全職員が一丸となって質の高い市民サービスの実現を目指し、日本一住みよいまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、林議員の一般質問について、行政改革推進課からは、（2）庁舎の維持管理について、（3）庁舎の駐車場について、（4）旧庁舎などの取扱いについて、それぞれお答え申し上げます。

まず、（2）庁舎の維持管理について、今後どのような対応をしていくのか、よりよい状態で使用していくためにどのように対応していくのかというご質問でございました。

維持管理に係るいわゆるランニングコストにつきましては、現在新庁舎に移転後間もないこともあり、傾向はつかめておりませんが、旧庁舎と比較すれば経済的になっているというふう考えております。

しかし、旧海上、旧飯岡庁舎や青年の家は現状並行稼働中でもあるということや、維持管理の方法、内容等も旧庁舎とは異なることも多く、単純比較ができないところもございますので、今後データを蓄積しながらコストの傾向を把握してまいりたいと考えております。

また、今後の維持管理の在り方につきましては、新庁舎は旧庁舎と比較すると規模も大きくなり、高機能化していることから、これまで以上に効率的かつ効果的な維持管理が必要になるというふう考えております。

続きまして、(3)庁舎の駐車場について、新庁舎の駐車場の駐車台数と、あと内訳、あと職員駐車場の状況、その場所と台数、距離についてお答え申し上げます。

新庁舎の駐車場でございますが、地下に53台、地上に112台の計165台分の駐車スペースを確保しております。そのうち、地上駐車場100台分を来庁者用として用意してございます。公用車につきましては、地下53台と地上部12台の65台としております。止め切れない公用車につきましては、別の場所へ振り分けて止めることとしております。

職員駐車場につきましては、現在民間の駐車場に260台、旧庁舎駐車場に116台、東総地区広域市町村圏事務組合の敷地に24台の合計400台分を確保し、対応をしております。距離でございますが、一番近い東総地区広域市町村圏事務組合の駐車場からは約三、四百メートル程度、一番遠い旧本庁舎の駐車場からは五、六百メートルあるというふうに思われます。

(4)旧庁舎などの取扱いについてでございますが、まず旧本庁舎などの解体の時期というところでございました。これにつきましては、本年の8月から9月にかけてを予定をしております。

今後の活用方法でございますが、旧海上庁舎につきましては、現在消防の海上分署と市役所の出張所が入っておりますが、今後も行政的な機能を持った庁舎として利用を継続いたします。

続いて、旧飯岡庁舎につきましては、現在出張所機能を保健センター内に再配置したことから、消防の飯岡分署のみが入っており、将来的には解体予定となっております。一応、予定としては令和6年度程度を予定していると、公共施設総合管理計画にはそういう予定になっております。

続いて、青年の家についても同様に、老朽化より解体予定、これは令和4年度を予定しております。

南分館につきましては、土地、建物ともに借用施設であることから、返却をする予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長(宮内 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、旭市新庁舎の竣工に関して、初めに庁舎機能についてより、再質問を順次行います。

旧本庁舎は耐震性に問題を抱えていただけではなく、狭隘化により組織が分散され、少なからず市民サービスに影響がありました。しかし、新庁舎では組織が集約され、各階ともオ

オープンフロアで構成され、開放感にあふれています。そこで、庁舎機能がどのように改善し、オープンフロアで構成された執務室環境の中では、セキュリティーの機能ですね、それはどのように保っているのかを具体的にお尋ねいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、セキュリティーとしての機能についてお答えをさせていただきます。

セキュリティーとしましては、カウンターを境に執務空間と境界を明確にいたしまして、関係者以外の立入りを制限しているような状況となっております。

また、書庫、サーバー室に関しましては、電気錠で入退を管理しまして、文書、データの漏えい対策を行っております。

また、時間外、祝祭日においては、市民開放エリアとの分離を図るため、1階執務室はシャッター等によりまして閉鎖、またエレベーターは展望階までの直通運転するなど、セキュリティー対策のほうを施している状況でございます。

さらに、防犯対策といたしまして、監視カメラを庁内に54か所設置しております。現在はカウンターにアクリル板を設置いたしまして、新型コロナウイルスの感染症対策なども併せて図っているような状況でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本市においても、これまで東日本大震災や大型台風の直撃など、旧庁舎では、災害時の対応で職員一人ひとりが大変苦慮している姿を多く目の当たりにいたしました。この新庁舎では文化の杜公園に隣接しており、その立地から高い防災機能を発揮できるものと考えていますが、では防災機能はどのように改善されたのか。この点、特に被災者への支援体制に対する改善の状況を伺いたいと、そのように思います。

加えて、旧庁舎と比較して、消防本部における防災機能面の改善があれば併せてお伺いをいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、旧庁舎と比較しての防災機能の点についてお答えを申し上げます。

新庁舎は高い耐震性を有した設計となっております。大震災後も構造体を補修することなく庁舎の継続利用ができるように安全性が確保されております。庁舎の中の3階になりますけれども、政策決定室というものがございまして、そちらは非常用電源が利用できる部屋となっております。有事の際には災害対策本部を設置いたしまして、使用することを想定しております。あらゆる状況下においても県との情報共有が必要となってきますので、インターネット環境、衛星電話を備え、継続的に災害対応が取れるようなことも考えております。

さらに、隣接する広域避難場所となっております文化の杜公園との連携によりまして、新庁舎市民ホールでの救護活動、正面ロータリーのひさしを利用しました災害物資の供給活動の支援等が効率的に行えるようになっております。そういったことによりまして、防災機能が大幅に向上したというふうに考えております。

この環境の整った防災拠点に各部署が集約したことによりまして、迅速かつ柔軟な災害対応につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 職員の皆さんにとって、1日の大半を過ごすフロア環境は非常に重要であり、良好な環境は働く人の意欲を上げ、業務の効率化にもつながり、生産性の向上に大きく寄与するものと考えます。

では、職場環境が改善されたことにより、職員への好影響を与えると思うのですが、それを数値で表すのは難しいでしょうから、事務や業務の効率化がどのように進むものと考えているのか、その視点で伺いたいと思います。

あと、先ほどの消防は消防長ですか、すみません、じゃお願いします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部から、先ほどの消防本部との災害時の連携についてお答えいたします。

新庁舎に変わりましたが、災害時の連携ですが、消防本部としては同様でございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、職場環境がどのように改善されるかのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、執務室は換気を機械的に行っておりまして、空気をきれいに保ち、照明のほうはL

ED照明によりまして、均質な照明になっております。また、壁の色も白を基調とした明るい空間を維持することになっております。また、机の配置につきましては、限られた空間の中でユニバーサルレイアウトを採用いたしまして、すっきりとさせることにより、生産性が向上するような執務環境になっております。各課の壁がないということで、物理的に横のつながりを今以上に向上させまして、市民サービスの向上につなげていきたいと思っております。

また、各階には、今までなかったんですけども、休養室を設けまして、休憩時など、気分転換を図れるよう配慮しているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、庁舎の維持管理についての質問に移ります。

新庁舎の完成を踏まえて、近隣他市や類似団体の庁舎管理について少し調べてみましたが、庁舎施設の維持管理には様々な手法があるようでした。実に、その維持管理は複雑多岐にわたるものとなり、職員、担当者の労力も増していくと思われました。

その一方で、コスト削減や効率的な施設維持を鑑みたとき、これからどのような方法で維持管理を行っていくべきなのか、その点、本市の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 新庁舎におきましては、施設の機器等の高度化に伴いまして、日常点検などを含め、職員での対応の難しさが出てきており、庁舎管理事務が煩雑化しているという現状がございます。このような中、旭市公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方において、公民連携手法の積極的な採用を基本方針の一つに挙げております。それを踏まえ、民間事業者のノウハウを活用した施設の総合的な管理ということで、包括的管理業務委託の将来的な導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ただいま、包括的管理業務、その導入ということでありましたが、高度な、専門的な知識や資格を有する者が必要となりますので、総合的な管理業務が必要となることはよく分かりますが、現段階で、では具体的な案は持っているのかをお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 現段階で具体的な案というのは、申し訳ございません、まだ勉強不足で持ち合わせておりませんが、まずは新庁舎の安定稼働に努めてまいりたいと思っております。それに併せまして、県内においても流山市や佐倉市など、幾つかの市で包括的管理業務を導入しているという例があるようですので、併せてこれらの先進事例の研究を行いまして、検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） そうであれば、包括的な管理というのは時代に即した最も有効的な手法であり、本市においても早期に導入されることを望みますが、僕自身、前定例会の指定管理制度のときにも発言しまして、度々同じことを申し上げておきますけれども、地元企業の活用、それに育成の観点からも、市内事業者とともに業務を行うような大手の企業には加点をするなどの制度設計を行うべきと、そのように考えます。その点、現段階で構いませんので、本市の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 庁舎等の維持管理を包括的に行う場合、民間企業のビルなどのように建物全体の設備、警備、清掃、維持補修といったところまでを一体として行うビルメンテナンスのような業務というものを想定しております。

ただ、今行っております個々の維持管理業務につきましても、市内や近隣で実績のある企業もございますので、庁舎等の包括的な維持管理について、地元企業の活用を含めまして、こういった形が今後本市にとってふさわしいのかというところを様々な角度から検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） いろいろ仕事が行革のほうもあると思いますけれども、この庁舎管理も一番重要な部分だと思います。長く使いたい、きれいに安全に使いたい、いろんな面からぜひご努力をいただけたらと、そのように思います。

次に移りますが、庁舎の駐車場について質問を行います。

地下に駐車場が53台あり、それが全て公用車のスペースであるとはちょっと驚きました。

地下駐車場を公用車が占領しているにもかかわらず、収まり切れずに第二駐車場に振り分けているような、そのような現状でありました。地下駐車場は風雨が完全に防げますので、障害を持つ方やサポートを必要とする方など、思いやり駐車場にも少し充てるべきであろうと僕は考えます。ご検討いただきたいなとその点思います。

それに、職員駐車場は現在も遠く離れた民間の駐車場を借りているとのこと。そこで、庁舎近隣には幸いなことに、大変であろうともやる気になれば、手続きを踏めば駐車場用地となり得る場所が広々あります。公用車をそちらに止めることができれば、庁舎駐車場に来客用が確保できると、そのように思いますけれども、職員にとっても効率がいいと考えますが、本市の見解はいかがでしょうか。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 公用車の駐車場の件で、思いやり駐車場というご提案がございました。現在のところ、地下駐車場は公用車ということになっておりますが、庁舎はまだ始まって間もないというところもあります。現在、このような運用を重ねておりますが、市民の皆様のご意見というものを伺いながら、今後またその辺は検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

また、公用車の駐車場の件でございます。庁舎隣の駐車場は広い駐車場というお話がございました。こちらにつきましては文化の杜公園の駐車場ということでございますが、来庁者の多い時期、例えば確定申告や選挙の期日前投票所、イベント時などにおいては、来庁者であるとか公用車の臨時的な駐車スペースとして柔軟な対応をしてみたいと考えております。

現在も、先ほど議員のほうからもございましたが、新庁舎開庁後、来庁者が多いということで、地上駐車場の公用車につきまして、一時的に公園駐車場のほうへ移動させ、対応しているというところがございますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 住民サービスに直結する公用車や職員駐車場については、極力庁舎の近くに配備するべきと考えます。新庁舎の一押しである展望館からもよく見えますが、すぐ隣には、しっかりと整備されている利用率が極めて少ない駐車場がございます。その駐車場は制約がありまして、複雑で強い網がかかっていることは僕自身も承知しています。

しかし、副市長、それに取り組むのが政治だと思いますし、それに挑むのが政治家の役割ではないのでしょうか。現状認識が共有できたと思いますので、前年度までこの新庁舎建設の担当職員でした飯島副市長に見解を求めます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

林晴道議員におかれましては、新庁舎建設に当たっては賛成の立場でご意見を伺ってきております。ただいまの質問につきましても、その一連の中でのご質問と受け止めさせていただきました。

庁舎の近くに公用車または職員の駐車場を確保したいという思いは私も同様でございます。ただ、その手法、手段につきましては、先ほど来担当課長がお答えしてきておりますが、公園、隣接地に駐車場用地の確保に向けて現在準備を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今日東京の北部のほうでは豪雨であると、そのような朝のニュースもありました。やはり、500メートル、600メートル歩きますと、朝の通勤でもひどいありさまになることも予想できます。しっかりとした環境を整えて、皆さんにはしっかりとした仕事をしていただきたい、そのように思うので、よろしくお願ひしたいと思う次第であります。

次に移ります。

旧庁舎の取扱いについての質問です。

新庁舎の機能移転に含まれていなかった機能として、ハローワークや観光物産協会、それに消防の分署などがあります。それらは住民サービスの観点から、それと消防力の観点から見て、どのように対応していくのか伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、私のほうからは、議員のほうからございましたハローワーク、観光物産協会につきましてお答え申し上げます。

これらのハローワーク、観光物産協会等の今青年の家に入っております施設につきまして、それぞれの団体と協議を進めながら、別の公共施設への移転を検討してまいります。そ

の際、市民の方に不便を来さないような場所ということで、その辺を肝に銘じながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上になります。

○副議長（宮内 保） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 私のほうからは、現在飯岡支所、海上支所内に置かれる分署についてお答えいたします。

現在、旧支所庁舎に配置している海上分署及び飯岡分署は、継続して業務を行っております。緊急出動の際に、隣接公共施設利用者の安全確保、訓練場所の不足等、様々な課題を抱えております。これらは、旭市総合戦略において分署の整備を計画的に進めることとしており、この中で公共施設等総合管理計画に沿った個別施設計画により、今後消防力の向上及び強化を図るために、地域性を踏まえ、人員及び車両の適正な配置と管轄エリアを検討し、新たな統合した分署を整備するという構想で考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 取壊しの計画となっている旧飯岡支所ですね、その中に消防の飯岡分署が配備されています。その飯岡分署については、ただいま海上と飯岡の統合分署を飯岡海上連絡線沿いに整備する構想であると、悠長な答弁でありましたが、旧飯岡庁舎は老朽化が進み、耐震性に問題あるので取壊しを予定しています。

そのような危険な施設で本市の安心と安全を担う消防職員に従事してもらうのはいかなものかと思えますし、僕は大変心苦しく思うのですが、消防長の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 議員のおっしゃるとおり、飯岡分署においてはそのような状態でございます。今、構想の段階で考えておりますが、今年度は計画、さらにその先へと進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） これが最後の質問となりますが、統合分署の建設予定地であります三川蛇園線は開通時期が依然不明であることは承知しています。現状、分署の建設に向けた整備が進むけれども、そのような飯岡旧庁舎の状況であるならば、もっと、今整備できないわけ

ではないです。早めに行ったほうがいいのではないのかなと、そのように感じておりますし、施設に問題がある飯岡分署の早期の解決、それからそれが市民の安心・安全にもつながりますので、飯岡海上統合分署の早期建設を強く要望して、新庁舎最初の一般質問を終わりたいと、そのように思います。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 議員おっしゃられましたとおりに、できる限り検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

◇ 平 山 清 海

○副議長（宮内 保） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 議員番号2番、平山清海でございます。令和3年度第2回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

また、明智市長におかれましては、あと45日ぐらいの任期がありますけれども、3期12年間にわたり、旭市のためにご尽力くださいまして、本当にありがとうございました。また、明智市長だからこそスピーディーにできた大震災後の復興だと思っています。私個人的には、明智市長は議員としての先輩であり、人生の師匠だとも思っております。退職後も我々議員にまたは私にご指導、ご鞭撻をしてくださればと思っております。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、一般質問に入ります。今回、私からは大きく4項目、5点について質問させていただきます。

1番、消防団員の人員確保についてであります。

（1）防災力の担い手確保について。

地域防災にとって、消防団員は欠かせない存在だと思います。担い手を確保するためにどのような対策を考えているのかお聞きします。

大きな2番、旭市の防犯カメラについて。

（1）設置場所と設置台数について伺います。

(2) 何台の公用車にドライブレコーダーは搭載されているか伺います。

大きな3番、中央小学校東側の横断歩道についてであります。

(1) 中央小学校東側の横断歩道は消えたままです。いつ描いていただけるのかお聞きいたします。

大きな4番、マイナンバーカードについて。

(1) マイナンバーカードの交付枚数の状況についてお聞きします。また、今後の状況はということです。

なお、再質問以降は質問席にて行いますので、よろしくお願いします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部から、1番、消防団員の人員確保について、(1) 防災力の担い手についてお答えいたします。

どのような対策を考えているのか、対策といたしまして、消防団に入団しやすい組織、環境づくりといたしまして、消防団長から手紙にて団員家族にご挨拶と、活動に対するご理解とご協力をお願いしております。また、ポンプ操法大会の当日には、イメージアップキャラクターのあさピーとチーバくんと団員家族の触れ合う時間を設け、併せて消防車両の展示やはしご車の試乗ができるようにしております。

また、平成30年5月1日より、旭市消防団サポート店制度を実施しております。この内容は、消防団を応援したいという店舗を事前に募り、その趣旨に賛同していただいた店舗などに消防団員やその家族が証明書を提示することにより、各店舗独自のサービスを受けることのできる制度です。現在、市内の協力店は47店舗加入をいただいております。

そのほか、団員を対象といたしまして、平成28年度より消防団恋活事業（消防GO婚）、これを開催し、出会いの場を設けております。なお、去年は新型コロナウイルス感染症対応により、中止をしております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、総務課のほうからは市内の防犯カメラの設置場所と設置台数につきましてご回答申し上げます。

市が管理いたします防犯カメラの令和3年5月末時点での設置状況になりますが、市役所庁舎や小・中学校など、74か所、232台を設置しております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からは、（２）公用車にドライブレコーダーは何台ついているのかとのご質問についてお答え申し上げます。

本年５月末日時点での数字でお答え申し上げます。ホイールローダー等の特殊車両を除く公用車132台中、本年度廃車予定の公用車などを除きます111台に既にドライブレコーダーのほうは設置済みでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からは、３、中央小学校東側の横断歩道につきまして、いつ塗装のほうを実施していただけるかというようなご質問にお答えいたします。

中央小学校東側横断歩道の塗装につきましては規制標識となることから、千葉県警察本部が設置や維持管理を行っておりますので、所轄の旭警察署を通して要望しているところでございます。しかし、いまだ実施に至らない状況でございます。今後も、早急な対応をしていただけるよう市としてもさらに要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、私からは大きい４番の（１）マイナンバーカードの現状と今後についてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付枚数でございますが、令和３年４月末現在の状況で１万５,２９９枚となっております。

交付の今後についてということですが、まず月別で見ますと３月が１,３８８枚、４月が１,０５３枚、５月は増えておまして１,３９９枚となっております。今後につきましては、こういう状況がしばらく続きまして、若干増えた状態でしばらく継続されるものと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○２番（平山清海） それでは、順次再質問に移ります。

消防団の人員確保について、２月７日付の千葉日報の報道によると、人材確保のため、報酬引上げ（優遇改善）とあるが、旭市の現状について伺います。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 旭市の現状としてお答えいたします。

旭市の現状といたしまして、平成30年度に条例改正を行いました。平成29年度の条例による団員定数は1,052名で、一般団員の報酬額は年額1万7,000円でありましたが、消防団再編計画完了に伴い、平成30年度に団員定数を769名へ、また一般団員の報酬額、こちらを年額2万5,000円へ改正、増額いたしております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

では、再々質問になります。

消防団活動において、どのような点に注意しているのかお聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） お答えいたします。

今後の対策と方向性としまして、消防団活動時、団員の精神的、肉体的な負担を軽減してまいります。ポンプ操法の訓練は夜間に実施することが多いこと、またほかの訓練も休日等に実施しているため、訓練を実施する中で時間を制限、短縮し、訓練による資質の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、2番目の防犯カメラのほうに移ります。

小学校周辺の設置状況はどうなっているのかお聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 市内の小学校15校全てに防犯カメラを設置しておりますが、敷地や施設内に外部からの侵入者や不審者があった場合などの防犯が目的で設置がされております。一部の学校のカメラでは敷地外も映り込むような形にはなっておりますが、登下校の様子まで確認できるような状態にはなっていないところでございます。

なお、往来の多い市の中心部の道路または駅前等につきましては、また別な防犯カメラを

設置しております、その周辺を通学路に使用している場合には、通学の状況などを確認するようなことが可能となっている状況でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 往来の多いところだけではなく、例えば公園、公衆トイレなどにも必要ではないでしょうか、お聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議員おっしゃるとおりだと思っております。

それで、現在道路などへの防犯カメラの設置につきましては、旭警察署などとも協議をしながら、防犯対策の必要がある場所を選定を行いまして、設置をしているような形になっております。また、必要に応じまして、今後検討なども、警察とも連携を図りながら考えていきたいと思っております。

また、子どもたちの安心・安全のために、防犯カメラの設置だけではなく、パトロールや父兄への不審者情報の配信、または防災行政無線で地域の皆様へ見守りを呼びかけるなど、現在様々な対策を講じているような状況でございます。

公園などへの設置状況ですが、文化の杜公園またはスポーツの森公園など、面積の大きいところ、そういった利用者も多い場所につきましては8か所22台を設置しております、建物付近を撮影しているものがほかにも7台あります。そういったその他の場所でも設置しているところが2か所ほどあります。

また、公園などの防犯カメラの設置につきましては、防犯対策の必要がある場所を選定しております、子どもの安全・安心等に努めているような状況でございます。

質問のほう、ちょっと回答が多くなってしまいましたけれども、そのような状況で対応しておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、公用車にドライブレコーダーは何台ついているのかお聞きいたします。これは再質問ですね。

社会全体でのドライブレコーダー装備車はどのくらいかお聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、ドライブレコーダーの社会全体での装着率と
いうことでお答え申し上げます。

具体的な装着率までは確認できておりませんが、参考となる資料がございますので、その
数値でお答え申し上げます。令和元年度、令和2年度に国土交通省が実施したアンケート調
査報告書からの引用となります。令和元年度の装着率は45.9%、令和2年度が53.8%となっ
ております。装着率は年々高まっているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、大きな3番の横断歩道についてであります。

千葉県警のほうですぐに塗装の引き直しを行っていただけないようであれば、特に小学校
周辺の横断歩道だけでも、市の予算で塗装の引き直しの対応はできないものかお聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいま、市の予算で塗装の引き直しの対応はできないかというご
質問でございます。

横断歩道の塗装の引き直しにつきましては千葉県警察本部が実施しており、所轄の旭警察
署に確認しましたところ、市で対応することはできない旨の回答をいただいております。で
すから、早急な対応をしていただけるよう、市としてさらに要望してまいりたいと考えてお
ります。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 昨年の定例会で私が質問し、伊藤房代議員が質問し、3月の定例会では
片桐文夫議員が質問して、4月の新1年生入学式には間に合うだろうと思っておりました。
手を挙げて横断歩道を渡りましょうと先生たちは教えるでしょう。なのに、横断歩道が消え
て、ないのでは、どういうことなのでしょうね。交通事故でも起きれば描いてもらえるん
でしょうか、お聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 今後につきましては、建設課からも旭警察署に執行状況や実施箇所
の確認などを含めまして、情報の共有を図りながら対応していきたいと考えておりますので、
よろしくお願いいたします。

特に、小・中学校周辺の横断歩道などにつきまして、特に危険性の高いものについて、緊急
対策としまして市において塗装の引き直しの施工ができないかなどにつきまして、今後
千葉県警察本部と協議してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） では、よろしくお願いいたします。子どもたちのためですから。

それでは、最後の質問の再質問であります。

近隣と比較した旭市での普及率はどうなっているのかお聞きします。マイナンバーカード
ですね。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、近隣との比較ということでございます。

先ほど申しあげました旭市の4月末の1万5,299枚、これで交付率が23.43%になります。
続きまして、近隣の状況でございますが、銚子市、こちらでは交付率が29.72%、交付枚数
では1万7,932枚、匝瑳市では交付率が22.66%、交付枚数では8,185枚となっております。
以上です。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） まだまだ低い数字ですね。

それでは、今後マイナンバーカードの手続きで簡略化されるものはどういったものがある
んでしょうか、お聞きします。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、マイナンバーカードを利用して手続きが簡略化でき
るものということでございますが、現在の状況ですと、コンビニで住民票の写しや印鑑登録
証明書、戸籍謄本等の一部証明書がございます。これらにつきましては、市役所窓口で対応
していない休日や夜間でも取得が可能で、待ち時間も少なくなることから、住民の方の利便
性も向上するものと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございました。

実は、私もまだカード作っておりません。さっそく作ろうと思っています。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 平山清海議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 片 桐 文 夫

○副議長（宮内 保） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） 議席番号1番、片桐文夫です。宮内副議長より発言の許可をいただきましたので、新しい本会議場での初めての一般質問になりますが、明智市長におかれましては、長年にわたり旭市の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございました。また、長きにわたり、お疲れさまでした。

長引くコロナ禍で苦境に立たされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。この新庁舎も完成し、より一層市民サービスが向上するよう期待しているところです。

さて、今年は本市にとって大変重要な7月の市長選挙、12月の市議会議員選挙が予定されています。国政においても、遅くとも10月までには衆議院議員選挙が行われることとなります。

そこで1点目、投票率向上の取組について伺います。

お隣の銚子市では、4月の市長選挙において、イオンモール銚子での期日前投票所に加え、車両による移動期日前投票所を開設しました。本市においても、投票所の数が激減し、お年寄りなどは投票所へ行くだけでも大変だと聞いております。7月の市長選挙に向けて、この

ような取組ができないのかお尋ねします。

次に2点目、交通安全施設について。

3月定例会でも聞き、また、先ほどの平山議員からの質問にもありましたが、横断歩道について改めて質問します。

警察庁では、歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化を推進しています。運転者、歩行者に対する交通安全教育の推進はもちろんのこと、交通安全施設整備についても横断歩行者の優先のための前提として、道路標識、道路標示が適正に設置されていることが極めて重要だとし、特に横断歩道の道路標示が摩擦等により消えかかったままにすることは、横断歩行者を危険にさらすものであることから、早急に更新を行うこととしています。

まさに、このような観点で私は3月の質問をしたつもりでございましたが、思ったように進んでいないように感じますので、横断歩道の塗装について、現在までの状況をお尋ねします。先ほどの答弁とダブっても構いませんので、もう一度お願いします。

次に3点目、新型コロナウイルス対策について。

これについては、感染の終息に向けて大きな期待がかかるワクチン接種がスタートしたところですが、現在までの接種の進行状況と、65歳以上の高齢者が本市として2回目の接種を打ち終えるのはいつ頃になるのかお尋ねします。

私の1回目の質問はこれで終わりです。再質問以降については質問席で行います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、投票率の向上についてということで、商業施設または移動投票所のほうの予定はというようなことでございます。

現在市では、投票所19か所のほかに、期日前投票所といたしまして本庁に1か所、海上、飯岡、干潟の各地区に1か所ずつの計4か所の期日前投票所を設けているところでございます。そういったことから、現在のところ商業施設または移動投票所というのは考えていないところでございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、2、交通安全施設について回答いたします。特に、横断歩道の塗装の引き直しの現在までの対応状況ということでございました。

先ほどと同様の回答になってしまいますが、横断歩道などの規制標識につきましては、ご指摘のとおり、塗装の消えかかっているものが多数認められます。

このような状況の中で、管理者は千葉県警察本部でありますので、所轄の旭警察署を通して早急な塗装の引き直しを要望しているところでございますので、よろしくお願いたします。

○副議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 3番目の新型コロナウイルスについて、進捗状況についてお答えしたいと思います。

ワクチンの接種につきましては、旭市総合体育館で5月10日から、保健センターで5月17日から開始しました。6月13日現在で、高齢者の対象者数は2万278人で、申込者数は1万7,702人、1回目の接種者数は9,885人で、接種率が48.7%となっております。また、2回目の接種者数は2,814人で、接種率は13.9%です。

6月13日現在の千葉県の1回目の接種率は33.9%、2回目の接種率は4.6%なので、旭市においては順調にワクチン接種が進んでいると考えており、65歳以上の高齢者のワクチン接種については7月末に終了する見込みでございます。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、投票率向上について再質問いたします。

銚子市のイオンモール銚子と車両による移動投票所の実績について伺います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、銚子市の取組の実績についてご回答申し上げます。

銚子市では、今年3月に執行されました千葉県知事選挙以降、当日投票所の削減と合わせ、イオンモール銚子の中の投票所と移動投票所での期日前投票所を増設したと聞いております。

今年4月25日に執行されました銚子市長選挙と議会議員の補欠選挙での各投票所での実績になりますが、イオンの銚子のほうでは2日間開設されたということでもあります。投票者数は1,984名、投票者全体に占める割合が7.8%。移動投票所は3日間、6か所で単時間で開設されておりました。投票者数は510人、投票者全体に占める割合としては2.0%だったというふうに聞いております。

銚子市の場合は、期日前投票所のほうが市役所本庁舎1か所だけだったというようなことがありました。そのため、今回いろいろと投票所の再編などを行いまして、かなり投票所を減らしたということがありましたので、そういったことで、地理的な投票者の利便性が向上

するようなことで実施したということでもあります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 隣の銚子市では、確かに本庁舎1か所で行っているというような話は私も聞いています。ただ、移動期日前投票所については、遠くのところに3日間で6か所行っているようなあれがありますので、3回目の質問という形になりますけれども、旭市ではサンモール旭とか、あと車両による、今言った移動の期日前投票ですか、というのはできないのか。

また、投票率を上げるための手段として、旭市ではどういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 銚子市のほうでどういう状況であったかというのを、詳しい話は聞くことができなかつたんですけれども、いろいろなところで、記事等を拝見した中では、やはり選挙人名簿だったり、そういったものをリアルに、期日前投票ですと複数の場所で同時投票ができちゃう可能性がありますので、そういったものを防止するためにはかなり苦労したというようなことであります。

それと、オンラインで、旭市の場合はオンラインで既に電算処理をした電子の選挙人名簿で対応していますので、二重投票ができないようになっていますけれども、自動車なんかで行った場合にはオンラインでつながらないということがありますので、電話で確認しながら、投票の様子を確認したりだとか、あとインターネットの、ネット上の回線を使ったりとかというようなことがありますので、それを旭市がやる場合には、かなり膨大な個人情報を含んだデータを動かさなきゃなりませんので、セキュリティー面、そういったものを考えると、かなりハードルが高いのかなというようなことでございます。

それとあと、選挙対策、投票率の向上についてどういうものを行っているのかというようなことでありますけれども、本市におきましては向上のために、市の広報紙はもちろん、ホームページ、防災行政無線でのお知らせなどをまめに行っているような状況であります。

また、コロナ禍での対人によらない若年層に向けた新たな取組といたしましては、今年2月から旭市選挙管理委員会のツイッターのアカウントを開設いたしまして、選挙啓発または選挙に関する情報発信などを行っているところであります。

そのほかには、市内の高等学校のほうに訪問しまして、模擬選挙であったりとか、そういった選挙管理委員会による活動などを実施しまして、投票率の向上を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ぜひとも投票率が向上するような取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の交通安全施設について再質問を行います。

先ほどの平山議員と重複しますが、私も市内の学校周辺を見に行き、だいぶ摩擦等により消えかかっている箇所がありました。

県警での塗装の引き直しができないのであれば、私も平山議員同様、市道について市の予算で対応はできないのか、改めて伺います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいま市の予算で塗装の引き直しということでご質問がございました。

回答が重複してしましますが、旭警察署に確認しましたところ、市で対応することはできない旨の回答をいただいておりますので、早急に対応していただけるよう、さらに市として要望してまいりたいと思ひます。

また、緊急対応としまして、市において塗装の引き直しの施工、この件につきましても、今後千葉県警察本部と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3回目の質問に入ります。

横断歩道が見えにくくなっていると、運転手側の横断歩道における運転ルールの再認識や歩行者の安全確保、運転手側から横断歩道を確認しにくいことで、道路交通法の違反行為を犯してしまう可能性なども危惧されます。

そこで、自動車教習所の学科教本を読ませてもらいます。

横断歩道（自転車横断帯）に近づいたとき。横断歩道（自転車横断帯）は歩行者、自転車

が安全に道路を横断するために設けられた場所です。車は、横断歩道（自転車横断帯）に近づいたときは、次のようにしなければなりません。

①横断する人（自転車）がいないことが明らかなきは、そのまま進むことができます。

②横断する人（自転車）がいるかいないか明らかでないときは、横断歩道（自転車横断帯）の手前（停止線があるときは、その手前）で停止できるように速度を落として進まなければなりません。

③歩行者（自転車）が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして、歩行者に道を譲らなければなりませんと、道路交通法が改正になりまして、これを犯した場合、交通違反の点数として2点、反則金の額として普通車で9,000円の罰金が科せられます。

そういったように、道路交通法が改正されています。ですから、歩行者の安全を守るのももちろんのこと、私も含めて運転手側の、あれですか、違反をしないように、捕まらないようにですか、早急に塗装の引き直しができないのか、再度伺います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいまご質問いただきました。横断歩道の、運転者側の立場からも重要なことであるということでございました。

確かに、横断歩道の標示の重要性につきましては十分に認識しておるところでございます。市内の横断歩道につきましては、聞き取りによりますと304か所程度あるということで、警察のほうから伺っております。

私どもとしましても、今後道路パトロール時などに、横断歩道の状態についても重点的にその位置や状況の把握に努めまして、旭警察署へ情報提供しまして、補修等をお願いしたいと考えております。

また、県に対しましても必要な予算措置を講じるよう改めて求めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 道路交通法が変わって、運転者側の違反にもなるというのであれば、警察側のほうでも、それがみすみす薄くなっている箇所があるのに、捕まえるということはちょっとおかしなことだと思いますので、ぜひとも引き続きの要望をお願いしたいと思います。それでは、新型コロナウイルス対策について再質問を行います。

高齢者への接種については、だいたい分かりました。では、高齢者の接種が終わった後の優先順位についてお尋ねします。

国が示している基礎疾患のある人や高齢者施設などの従事者のほか、他の社会福祉施設従事者など、市として優先順位をどのように考えているのか、スケジュールと併せてお聞かせをお願いしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 高齢者接種後の優先順位ということで、お答えいたします。

国が示している優先順位は先ほど片桐議員が述べたとおりでございますが、市といたしましても、接種順位は高齢者の次に基礎疾患がある方、高齢者施設の従事者、これにつきましては介護、障害、社会福祉施設も含まれます、それから60歳から64歳の方としております。

市としても、高齢者の接種完了を待つことなく、切れ目なく接種ができるように、現在接種券の送付について準備を進めております。

また、60歳未満の方についても並行して準備を進めていくことといたしましたので、早い段階で接種券を送付して順次接種を開始できるようにし、11月末までに接種を希望する人全員の接種完了を目指していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それでは、3回目の質問をいたします。

スケジュールについては、おおよそ分かりました。希望する方が一日でも早く接種できるようお願いします。

次に、副反応について質問します。

接種部位の腫れ、痛み、発熱、頭痛などの副反応があるようです。接種による効果を考えますと、多少の副反応は容認しなければならないのかなとは思いますが、中にはかなりの高熱が出たというケースもあるように聞いています。

実際に副反応が出た場合の相談などについて、市ではどのような対策を取っているのでしょうか、伺います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 副反応に対する対応についてというご質問です。

接種会場には、応急治療に必要な医薬品セットや器具類、医師会の要望で酸素ボンベ等が備えてあります。

まず、接種会場で副反応が発生した場合、会場に従事している医師や看護師が対応することとなります。接種前に医師と現場で確認を行っております。重篤な場合は緊急搬送となりますが、保健センターでは飯岡分署に、総合体育館では接種会場に救急隊員が待機し、緊急時には即時対応できる体制を取っております。

もう一つ、副反応への対応については、事前に医師会及び中央病院の専門医師による助言をいただいております。発熱、倦怠感等に対する市販薬についての案内を会場内に掲示しております。

接種後には、厚生労働省や市で作成した副反応や相談先に関するチラシを配布しており、帰宅後に症状が出た場合、かかりつけ医や健康づくり課等に相談していただき、専門的な治療が必要な場合は旭中央病院で対応していただくよう、連携を取っております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ぜひともお願いしたいと思います。

私も旭市のホームページを見ましたら、ワクチン接種後に体の異常があるときや、いろいろそういったのが書いてあるのがあります。こういったのも市民の方に、ホームページで出ていますよとか、お知らせも引き続きお願いしたいと思います。

それと、頭痛、頭が痛くなったりとか熱が出た場合のアセトアミノフェン市販薬ですか、入っている薬ですか、市販で、売っている薬、こういったのも、課長に聞いたら、何か会場に張ってあるというような話でした。それも一応、市民の方、受けに来た、接種しに来た方々に分かるように説明していただければありがたいのかなと思います。

ただ、その場で体調が悪くなったとか何かであれば、常備している、先生方とか、薬で対応できることがあると思いますが、家に帰ってからなった場合のことを、何人か私、その話を聞いたことがありますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） そのように対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

片桐文夫議員は自席へお戻りください。

◇ 高橋利彦

○副議長（宮内 保） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 議席番号20番、高橋利彦です。

今回、大きく分けて五つの質問を行います。

私は、議員として8期、三十数年間活動してきました。今回が議員として最後の質問になります。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず大きな1点目は、新型コロナ感染対策についてであります。感染予防対策について。

まず初めに、千葉県では、まん延防止等重点措置の延長の決定を受け、引き続き飲食店などに対して酒類の販売時間、営業時間の短縮の規制を行っています。

旭市では、6月12日現在、142名の感染者が発生しています。また、一部の施設ではクラスターが発生しています。現在、市では市民に対してどのような感染予防対策を行っているのかお尋ねします。

2点目は、職員に対しての取組について。

年度末から年度初めに、市職員の退職や人事異動などが行われ、本来なら送別会や歓送迎会が行われますが、コロナウイルス感染防止対策で送別会や歓送迎会が開催されなかったと思います。国や県では、退職者に対して年度末に送別会が開催され、新聞やテレビで大きく報道され、国では職員が降格などの処分を受けたことが報道されていました。本市では、職員に対して、宴会などに対してどのような指導を行ったのかお尋ねします。

また、送別会や歓送迎会が行われたのかお尋ねします。

大きな2点目は、コロナ禍による飲食店等の商店街対策について。

まず初めに、具体的な取組について。

飲食店を含む商店では、コロナウイルス感染防止対策で売上げが激減して、大変な苦勞を感じています。また、農家では野菜などの価格が下がり、非常に苦しい経営環境と聞いています。現在、市では飲食店を含む商店にどのような市単独の対策を行っているのかお尋ねします。

また、プレミアム付商品券の応募人数とトータルの申込セット数について、どのような状況なのかお尋ねします。

2点目は、今後の対策について。

今後、飲食店を含む商店に対してどのような対策を行うのかお尋ねします。

大きな3点目は、オリンピックの事前キャンプ地についてお尋ねします。

まず、現在の状況について。

コロナウイルス感染予防対策の関係で1年間先延ばしとなった東京オリンピックも、来月から開催される予定です。一部の海外の選手団も来日され、事前キャンプを行っています。しかし、一部の国では、事前キャンプを行わないところもあります。また、キャンプ地の自治体では、お断りした自治体もあります。本市で予定された事前キャンプはどのようなになったのかお尋ねします。

次に、今後の取組についてであります。オリンピックの開催まであと1か月ほどになりましたが、今後本市ではどのような取組を行うのかお尋ねします。

大きな4点目は、道路の維持補修等について。

初めに、修繕の順位について。

合併後、生活道路、すなわちふだん市民が通る道路が傷んで、補修をお願いしてもなかなか補修してくれないと、市民の声を聞きます。どのような根拠で補修の順番を決めるのかお尋ねします。

2点目は、区長からの要望について。

道路の修繕などは、区長の要望を受け行うと聞いています。現在、区長からの要望は何件あるのかお尋ねします。

大きな5点目は、カキやハマグリ採取について。

まず1点目は、密猟者に対する監視活動について。

カキやハマグリを取るには、漁業権があり、一般の方は取ることができません。夏になると、観光客がハマグリなどを取ると注意されると聞きます。密猟者に対してどのような監視活動を行っているのかお尋ねします。

また、違反者に対する罰則についても併せてお尋ねします。

以上、5項目、9点について質問しましたが、執行部におかれましては明確な回答をお願いいたします。

再質問につきましては質問席で行います。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、1番目の新型コロナ感染対策についての感染予防対策について、市民に対してどのような対策をしているのかということについてお答えいたします。

市民に対しての予防対策として、健康づくり課としましては、基本的なことになりますが、手洗いやマスクの着用、3密の回避、換気、不要不急の外出の自粛などの徹底を広報やホームページ、防災無線で随時情報を発信しております。

また、ワクチンの接種も始まりましたが、ワクチンを受けた方の発症予防効果は95%以上とも言われておりますので、なるべく早く多くの方に接種いただけるよう事業を進めてまいります。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、総務課のほうからは、本市では職員に対する宴会などについてどのような指導をしたのかという点でお答え申し上げます。

旭市は、まん延防止等重点措置区域に指定されておりましたが、会食の在り方や不要不急の外出の自粛について、県からの協力要請を市の感染症対策本部会議や課長会などを通じまして職員へ周知を行っているところでございます。

もう1点が、歓送迎会などを実施した事実があるのかというようなことでございますけれども、国やある自治体の職員が5人以上で会食を行った報道などを取り上げておりましたが、令和3年1月7日以降、2回目の緊急事態宣言が発令されましたので、そういった中で、宣言は発令されましたけれども、3月21日に宣言解除されておりますが、市の職員が会食を行った事実というのは、総務課のほうで確認できていないのが現状でございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では私のほうからは、大きな2番、コロナ禍による飲食店等の商店街対策についてということで、そのうち2点ございました。

まず、1点目が具体的な取組についてということで、2点目が今後の対策についてということでございました。

それでは、1点目につきまして回答をいたします。

飲食店を含む事業所に対して、市単独でどのような事業を実施したのかということと、あと、プレミアム付商品券を販売しているが、その内容、応募件数あるいはセット数等の質問

でございました。

それでは、お答えします。

まず、コロナ禍におけます市単独の支援といたしましては、旭市飲食店等緊急支援給付金給付事業を実施したところでございます。こちらの内容につきましては、月の売上げが前年同月比50%以上減少したものに一律10万円を給付し、経営の維持、継続をするための支援を行っております。

また、コロナ禍の中で、旭市中小企業者等事業継続支援金給付事業というものも行っております。こちら、中小企業という名のとおり、事業者あるいは飲食店等も含めまして支援を行った事業でございます。こちらの内容につきましては、月の売上げが前年同月比30%以上減少したものに10万円、50%以上減少したものに20万円を給付した事業でございます。

あと、プレミアム付商品券につきましては、こちらは令和3年度商品券についての内容でございますが、2万セットを販売予定しております。5月31日末に応募を締め切りまして、5,249通の応募がございました。セット数につきましては、現在旭市商業振興連合会にて集計中でございますので、その点は、数は把握してございません。

以上でございます。

あと、2点目、今後の支援ということでございました。

現在、事業者支援としましては、休業や時短営業の要請に応じます飲食店への千葉県の感染拡大防止対策協力金及び飲食店の休業、時短営業または外出自粛要請の影響を受けています事業者への国の月次支援金という制度がございます。緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響によります事業者への支援が実施されているところでございます。

今後の市の支援につきましては、引き続き国の動向を注視しまして、商工会等の関係機関と連携を図りまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） では体育振興課からは、大きな3番、オリンピックの事前キャンプ地についてお答えいたします。

まず（1）ですけれども、現在の状況ということで、事前キャンプにつきましては、ドイツの卓球チーム、それとザンビア共和国について準備を進めておりました。

ドイツの卓球チームにつきましては、政務報告において市長から報告があったとおり、日本の新型コロナウイルス感染症の感染状況などを考慮し、選手の安全を確保するため、直接

選手村に入ることとなりました。

また、ザンビアですけれども、こちらは事前キャンプを実施すると連絡を受けており、現在契約書の締結に向けてすり合わせを行う同時に、国が示すコロナ対策をまとめました事前キャンプ受入れマニュアルを作成しているところです。

2点目です。今後の取組についてということで、ザンビア共和国の選手団への市の対応についてお答えします。

ザンビア共和国の選手団ですけれども、7月9日に入国する予定となっております。選手団ですが、大会組織委員会が定める東京大会における新型コロナウイルス感染症対策を定めたプレイブック、また事前キャンプ中のコロナ対策を示した受入れマニュアルに沿って滞在することとなります。

具体的には、選手たちですが、ザンビアを出国する際、2回の検査、入国時には成田空港での検査、また市内滞在中についても毎日検査を受けることになっております。

なお、母国にてワクチンを2回接種してから来日するというふうに聞いております。

滞在中ですけれども、宿泊ホテルと練習会場の移動のみが許されており、会場は貸切りとなるため、市民との接触はありません。

移動手段については、市バスまた公用車を専用車として利用します。

また、選手団に対応する職員ですとかホテルの従業員、また通訳なども検査を受けることとなっております。

これらの新型コロナウイルス感染症対策については、国が示す事前キャンプ受入れマニュアルに詳細に記載をすることが義務づけられており、現在国のチェックを受けているところです。

以上です。

○副議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな4番、道路の維持補修等について、（1）修繕の順位についてと（2）区長からの要望の件数について回答いたします。

初めに、生活道路の修繕がなかなか進まないと聞くが、修繕の順位の根拠はどうなっているかという質問でございます。

まず、要望でございますが、個人からの要望ということで回答いたしますと、個人からの要望の主な内容は、草刈りや道路の穴の補修などが多数でございます。こちらにつきましては、業者への委託や作業員、職員により、可能な限り早急に対応しているところでござい

す。

また、こちらの件数ですが、実績で申し上げますと、令和2年度では1,543件の要望がございました。このうち実際に処理済みのものが1,305件ほどございます。

年度を遡りますと、元年度でいいますと、1,110件に対して1,080件と処理済みが増えてまいりまして、当年度に解消しなくても、翌年度にはだいたい解消させていただいているのかなというふうに考えております。

また、次の区長要望の件数はということでございますが、合併してから約16年間の総数で460件となっております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農水産課からは、大きな5番、カキやハマグリ of 採取について、

（1）密猟者に対する監視活動についてお答えいたします。

密猟者に対する監視活動につきましては、海匠漁業協同組合、漁業権管理組合と海上保安庁でそれぞれ見回りを実施しております。市では見回りのほうは行っておりません。密猟の情報がありましたら、警察や海上保安庁が現場で取締りを実施しております。

続きまして、罰則についてですが、密猟者に対しましては、漁業法により罰則が設けられております。カキやハマグリ of 採捕につきましては、漁業権または組合員行使権の侵害に当たり、この場合、100万円以下の罰金を受けることがございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問を行います。

まず、大きな1点目の新型コロナ感染対策について、2点目の職員に対しての取組につい

での再質問であります。ほとんどの課では感染予防のため、送別会や歓送迎会を開催しませんでした。ただ、話に聞くとところによると、一部の部署で行われたと言われています。

再度確認しますが、そのような事実はあったのかお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、一部の部署であったんじゃないのかというようなお話でございますが、総務課のほうで把握できている部分では、今年の年度末からにかけては、今のところ確認ができていないところがございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 天地神明に誓ってそのような答弁をされたと私は思います。

それでは、2点目のコロナ禍による飲食店等の商店街対策についてのまず1点目の具体的な取組についてであります。プレミアム、30%、1万円で1万3,000円の買物ができる商品券ですが、1家族最高で5セット購入すると、4,000世帯の方だけになります。5月1日現在の市の世帯数は2万6,679戸と聞きますが、これでは全体の15%の方だけが購入できる商品券です。このような対策で十分なのかお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では私のほうから、十分なセット数が販売できているのかというご質問に対してお答えします。

まず、議員のおっしゃるとおり、6月1日現在の世帯数が2万6,670世帯ということで把握をしております。現在申込数が5,249通ございました。それで、全体の世帯数で割り返しますと、19.68%の世帯を網羅したことになります。

あと、この発行数に関しましては、2万セットというお話ですが、一応事務局でございます商業振興連合会等と打合せをしまして、2万セットということで確定をしたわけですが、昨年実施した1万5,000セットより5,000セット多く販売をしておりますので、申込者の8割程度が当たったのではないかなという形になっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、今後の対策についての再質問をします。

そのような不十分な対策では、飲食店を含む商店などは疲弊して、経営状況が改善できないと思います。私は、全ての市民に対して、1人5万円分の市内だけで使える商品券を配ったらいいのではないかと考えます。

農業者も、野菜の価格が下がり、収入が減少しています。また、コロナでパートの仕事も減り、正社員なども夏のボーナスが支給されない企業が多くあります。市内限定の商品券を、1人当たり5万円を配ることを私は考えます。

それでは、次の質問を行います。

大きな4点目の道路の維持補修等について。

まず、修繕の順位についての再質問ですが、飯岡地区の上永井地区で、道路改良を含む道路の整備が行われていると聞きます。ふだんこの道路の通行はほとんどなく、一部の方の住宅に入る道路と聞いています。住宅の先は畑で、通行量も少ないと聞いています。どのような理由で工事を行うのかお尋ねします。

また、交通量調査を行ったのか、併せてお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいま上永井地区での道路整備の件でご質問いただきました。ご質問いただきました箇所につきまして、事業化の経緯ということで回答させていただきます。

まず、区から要望書を提出いただきまして、現地を精査いたしました結果、緊急性、危険度などが認められることから、実施に至ったものでございます。

こちらの場所につきましては、以前より市道上の雨水が民地に流入することで民地の斜面が崩壊するなどの被害が出ております。また、北側の農地への数少ない進入路でもありますが、雨水の影響などで道路の表層のコンクリート部分の下の路盤部分が洗われるなどの状況でもあり、雨水排水の解消及び危険性の解消を目的としまして、平成30年度より事業に着手しているものでございます。

ご質問の交通量調査でございますが、おっしゃるとおり北側は農地でございますので、農耕車の出入り等々に利用しているのが主体でございますので、特に交通量調査等は実施しておりません。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、区長からの要望についての再質問をしますが、先ほどの上

永井地区の道路整備も当然、区長からの要望があったものと思われませんが、いつ要望があったのかお尋ねします。

また、有力者からの依頼があったのか、併せてお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） ただいまの要望書のご質問でございますが、こちらは平成29年の9月に要望書を受付いたしております。

また、個人的な依頼があったのかというようなご質問でございますが、あくまでも地区からの要望書を頂いて事業化したというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 区長は地区住民の代表です。何年も工事が先延ばしされると、うちの区長は何もできないと区民から言われるそうです。私なら、真っ先に地区の要望を実行します。市内全ての道路舗装を行います、それでは次の質問を行います。

大きな5点目のカキやハマグリ採取についての密猟者に対する監視活動についてであります、矢指ヶ浦海水浴場ではテトラポッドでカキを取っている方々を見受けますが、その方々は漁業権を持っているのかお尋ねします。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） ご承知のとおり、九十九里浜全域には漁業権が設定してございます。ハマグリを採取するにしましても、ハマグリは許可証が必要となりますので、採捕している方については許可証を持った中で採取しているものと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 毎年夏になると、海水浴客などが多く訪れ、ハマグリを取ることが違法であれば、来場者にも不快感を与えないような取組をしていただきたいと思います。

先ほども言いました。私は議員として8期、三十数年間活動を行ってまいりましたが、今回の議会を最後に議員活動を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました一般質問は終了しました。

○副議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時15分

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（15名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
15番	伊藤房代	16番	向後悦世
17番	景山岩三郎	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（1名）

18番 木内欽市

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
保険年金課長	穴澤昭和	健康づくり 課長	齊藤孝一

社会福祉課長	椎 名 隆	建設課長	浪 川 正 彦
都市整備課長	栗 田 茂	教育総務課長	杉 本 芳 正

事務局職員出席者

事務局長	花 澤 義 広	事務局次長	向 後 哲 浩
------	---------	-------	---------

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） おはようございます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（宮内 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○副議長（宮内 保） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） おはようございます。12番議員、公明党、伊藤保。

議長より、発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

初めに、明智市長におかれましては、3期12年間にわたり旭市の発展と市政にすばらしい政治手腕を発揮し、今日まで牽引していただき、子育て支援策をはじめとする住民福祉サービス、災害時の緊急災害対応、コロナウイルス感染症の緊急支援など、市民が安心・安全に生活できる、未来に輝く旭市の本流をつくってくださいましたことに、心より感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

1項目め、要保護児童、準要保護児童について伺います。

経済的に苦しい世帯が、子どもの小・中学校入学前にランドセルや制服の購入にお金を用

意しなくても済むよう、義務教育の就学援助で学用品などを入学前に、3か月以前に支給する市町村が2017年から2020年度まで、小学校が5.1%から82.3%、中学校が9.3%から83.8%と拡大しております。国の補助事業を受けている要保護者と自治体単独で行う準要保護者の就学援助の1世帯当たりの支給額は同じ金額なのか伺います。

2項目め、過疎地域指定について。

旭市では、干潟地区がこのほど過疎地域に指定されました。これは、一部過疎の特例として合併前の旧市町村を対象に行われ、認定されました。この干潟地域の過疎地域指定について、計画と説明を伺います。

2点目、空き家バンクについて伺います。

干潟地区の空き家が目立っております。干潟地区に限らず、市内全域で増えておりますけれども、近隣の市などでは空き家バンク制度として宅建業界と連携して市のホームページをリンクさせ、空き家の売買や利活用として紹介しておりますが、空き家バンクを行わないのか伺います。

3項目め、旭市では2016年2月にまち・ひと・しごと創生法に基づき、第1期旭市総合戦略を策定しました。この計画は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中において市民が満足して暮らせることができるように、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けての基本目標や施策の基本的方向等を定め、旭市の新たなまちづくりの指針としました。

旭市が、引き続き重点的に取り組むべき事項を整理し、別途、策定する国土強靱化地域計画と行政改革アクションプランを一体化させた第2期旭市総合戦略を策定しました。

この旭市総合戦略について、2点伺います。

1点目、柱とする内容について伺います。

2点目、国は奨学金、育英資金を地方への定住などを条件に、国や自治体が肩代わりする支援制度がありますが、昨年6月現在、32府県、423市町村が導入しております。昨年6月にはこの制度が拡充され基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から、上限はあるものの全額負担まで拡大しました。また、この制度の広報経費も国の補助対象になりましたが、この制度が旭市総合戦略の中にあるか伺います。

4項目め、旭市の条例について。

1点、犯罪被害者等支援条例が、このほど千葉県から議員発議として条例化されました。インターネットの誹謗中傷で命を落とす人もいれば、居住する場所にいられなくなるなど、

様々なケースがあります。また、犯罪を犯してしまった家族に誹謗中傷をしたりするケース、犯罪に巻き込まれてしまった家族の誹謗中傷などが増えております。新型コロナウイルス感染症になってしまった方の家などに貼り紙や石を投げられるなどといったことが、全国で起きております。旭市としては、犯罪被害者等支援条例はあるのか伺います。

以上、4項目8点について質問いたします。再質問は質問席で行いますので、簡潔で分かりやすいご答弁を求めます。

○副議長（宮内 保） 伊藤議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 1の（1）要保護児童、準要保護児童の支援に差があるのかについて、まず私のほうからは要保護児童の教育に係る支援についてお答えいたします。

要保護児童については、生活保護費の教育扶助として支給しております。

生活保護受給世帯の教育に係る支給額ですが、例えば小学生と中学生の子を1人ずつ持つ家庭では、教育扶助として1か月1万8,690円となります。また、学校において学級の全児童・生徒が必ず購入する副読本等図書やワークブックなど、正規の教材の購入には教材代として実費を支給しており、教材費の支給額は1人当たりの年間の平均額で令和2年度実績として小学生5,950円、中学生は令和2年度の支給対象者がおりませんでしたので、令和元年度実績で8,742円となっております。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、大きな1点目の（1）のうち、準要保護児童についてお答えをいたします。

準要保護児童につきましては、市が準要保護者として認定し、就学援助費として支給しております。

支給額は、学年により異なりますが、例えば小学校5年生と中学校2年生の子を1人ずつ持つ家庭では、1か月1万3,000円程度となっております。内容は学用品費、通学用品費、郊外活動費、給食費となっております。このほかに、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、クラブ活動費などが対象家庭に支給をされております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からはまず大きな2項目の（1）過疎地域指定についての計画案はあるのかについてお答えいたします。

令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条によりまして、干潟地域が国の定める要件を満たしているため、旭市は一部過疎という地域に指定されました。3月31日に旧過疎法が失効し、新たに令和13年3月末までの10年間の新たな法律が施行され、平成の合併による合併市町村について、一定の要件を満たせば旧市町村単位の区域を過疎地域とする特例の取扱いが加えられたところです。

過疎地域に対する国からの様々な財政支援措置を受けるためには、市による過疎地域持続的発展計画の策定が必要になりますが、計画の策定に当たっては県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき策定することとなっています。

しかしながら、県の方針が今のところ未策定であるため、現時点で市において計画案はございません。今後、県において策定スケジュール等が示されましたら、速やかに策定作業を進めていきます。

続きまして、大きな3項目め、旭市総合戦略についての(1)現在の事業についてということでお答えいたします。

第2期旭市総合戦略において、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図るとともに持続可能な社会の実現に向け、重点的、横断的に推進している主な事業について、重点戦略に掲げたものを説明させていただきます。

初めに、四つの重点施策ごとにご説明いたします。

重点施策の1、地産振興プロジェクトでは、道の駅、季楽里あさひを活用した交流拠点の形成、新規就農総合支援事業など。

重点施策の2、子育てプロジェクトでは、出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ給付事業、子ども医療費助成事業など。

重点施策の3、故郷創出プロジェクトでは、定住促進奨励金交付事業、旭市イメージアップキャラクター活用事業など。

重点施策の4、安心形成プロジェクトでは、地域包括支援センター運営事業、デマンド交通運行事業などです。

その他、基本施策に掲げた主な事業として、道路・排水路の整備、小・中学校や社会教育施設等の再編に向けた取組など、総合戦略に掲げた具体的な事業が着実に進捗しているところでございます。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてご説明いたします。

本事業は、官民連携により、市全体の活性化につなげるための新しいまちづくりを行うも

ので、現在、計画地の造成工事及び周辺インフラ工事を行っております。今後は、令和4年春のオープンに向けた開設準備を進めていく予定であります。

続きまして、大きな3の(2)旭市総合戦略についての、国の奨学金制度についてお答え申し上げます。

奨学金の返還支援制度は、奨学金を活用した学生が卒業後、地元への就職や定住などの一定の条件の下、自治体が奨学金返還に対し支援を行うものです。議員のお話にもありましたとおり、今現在、全国で約420市町村が実施しており、施策が総合戦略に位置づけられている場合、自治体の支援に係る経費については国からの特別交付税措置がございます。

現在、本市での支援の取組はございません。したがって、総合戦略においても施策の位置づけをしていないことから、実施する場合には総合戦略を改定する必要がございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私からは、大きな2番、過疎地域指定について、(2)空き家バンクについて、なぜ空き家バンクを行わないのかというところのご質問でございました。回答いたします。

空き家バンクの実施につきましては、現在、検討しております。まず、市といたしましては空き家バンクだけでなく、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、総合的に空き家等の対策を推進するため、市長の諮問に応じ、空き家等に関する事項について調査及び審議する旭市空き家等対策協議会を設置するための条例を整備する予定でございます。

協議会では、まず空き家対策の指針となります旭市空き家等対策計画を作成いたします。その中で、空き家バンクの設置についても協議する予定でございます。

なお、空き家バンク実施に伴い、土地建物の取引については、地域の専門家等にご協力をいただくことも想定しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうから4番の旭市の条例についてということで、(1)の犯罪被害者等支援条例についてになります。

市には、犯罪被害者等支援条例はございませんが、相談業務を行っているほか、支援制度の案内などの対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 再質問をさせていただきます。

一般の家庭では、子どもたちは塾に通わせ学力を身につけております。今の金額は、塾などに通う月謝なども含まれているのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 要保護児童の塾などに係る費用の支援についてでございますが、生活保護制度の教育扶助は、義務教育に伴って必要となる費用を対象としておりますので、学習塾等に係る費用は支給の対象外となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 準要保護児童に対する就学援助費につきましては、経済的理由によって就学が困難な児童及び就学予定者の保護者に対して、義務教育の円滑な実施に資することを目的としているため、任意で通う塾などの費用は、支給の対象外となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 残念ながら、月謝がないということでございますけれども、やはり教育の貧困が貧困の連鎖を生むという、そういうこの今の時代になっております。

そうした意味からも、このことは国の制度だと思いますけれども、しっかりと今後検討していただきたいなど、このように思います。

要保護児童と、準要保護児童が義務教育の課程を修了します。そうすると、高校に行くわけですが、旭市には奨学金給付制度という返すことをしなくてもいい、すばらしい制度がありますが、高校になってもその要保護児童、準要保護児童の支援制度は続くのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 要保護児童の高校生になったときの支援についてお答えします。

生活保護の生業扶助の中に、高等学校などの就学に必要な費用を支給する高等学校等就学費があります。具体的な支援の内容としましては、基本額として月額5,300円、入学料として入学時に5,650円、そのほか高等学校の受験料や学生服、かばん等を購入するための入学

準備金、またクラブ活動を行うための費用である学習支援費は限度額の範囲内で支給しております。

また、そのほか生活保護とは別に、千葉県高等学校等就学支援金制度というものがございます。それにより、公立高校に通う生徒については、授業料として月額9,900円が支給されております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

準要保護児童・生徒に対する就学援助は、義務教育までとなっております。その他の支援としましては、本市では、先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、高等学校、高等専門学校、大学などへ進学を予定している人や在学している人で優れた資質があり、経済的な理由で就学が困難な人に、返済の不要な育英資金を給付しております。

給付額は、高校生が月額9,900円となっております。なお、国等で教科書費や教材費などの教育費を支給する奨学金制度の対象であれば、両方の利用が可能となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 時代というのはすばらしい、今、この政策ができたなと思います。

私も、生活保護家庭で育ったものですから、非常に厳しい状況の中でアルバイトをしながら中学校を卒業したわけがございます。高校へ行くと、やはり授業料とかそういったものができないんで、自分は中学を卒業して就職をいたしました。

そういう教育の、勉強をしたいという人、努力をすれば必ず達成できると思います。しかし、この制度が家庭の中でそういった厳しい状況の中では、やはりデータを見るとご両親が高校までしか行かないあるいはひとり親の家庭というのは、やはりその就学率が低くなっているというのは出ているんです。

ですから、何とか国、県、またこの旭市の力で、この義務教育を終わられて高校に行く家庭の子どもたち、そういった子どもたちを支援していただけたらなと、このように思います。

この制度が、せめて18歳まであればと思う一人でありますけれども、多くの子どもたちに教育の機会が公平に与えられればと願って、次の再質問に移ります。

2項目めの過疎指定ですが、再質問をさせていただきます。

1点目の再質問ですが、過疎地域に指定されると国が100%出資して30%返還すればいい

と伺っていますが、どのような計画に使われるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

干潟地域が、過疎地域の指定を受けたことによりまして事業費全額に充当でき、元利償還の70%を交付税措置されるという大変有利な過疎対策事業債の発行ですとか、あとは国庫補助事業における補助率のかさ上げ、固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置といった国からの様々な財政支援措置が活用可能となってきます。

ただし、この国からの財政支援措置を受けるためには、対象となる事業を市が策定する計画に掲載する必要があることから、総合戦略を基本とし、市の基本計画に掲載されている事業の中から、干潟地域の持続的発展に資する事業で令和3年度から令和7年度までの5年間、これが計画期間となります、に実施が予定される事業のうち、財政支援措置が活用可能な事業を基本として計画に盛り込むことを考えております。

なお、計画期間について、過疎法の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間ですが、千葉県においては従来から、県の方針と同様に法律の有効期間を5か年ずつ前期と後期の2期に分けて策定することとしています。今後、庁内調整や県との協議、調整を重ね、パブリックコメントを実施した上で、市議会定例会での計画案の議決に向けて、干潟地域の持続的発展に資する実効性のある計画の策定を進めていく予定でおります。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） できれば、自然環境を生かした、現在、存在する歴史文化などを生かした計画を望んで、2点目の質問に移ります。

空き家バンク制度のことは、過去7回ぐらい質問がありました。

空き家バンク制度を利用して、地域おこし協力隊とかを導入して住んでいただき、この地域が好きになり定住者もできるんだろうということで聞いてみたことはありますが、今後、検討するようであればどのような方向にしていくのか、計画を伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、市内の利用可能な空き家を有効活用することで、移住・定住の促進、こちらにつながる制度だと考えております。

移住・定住施策を進める上で、本市におきましても空き家バンク制度がスタートした場合には、ほかにもいろいろと移住・定住施策を打っておりますのでそれらと組み合わせ、より魅力的な移住の対象となるような組み合わせた支援策として活用していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、空き家バンクを行っていただいて、新しいIターン、Uターンの人たちをぜひ取り入れて人口増につなげていけたらと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、旭市総合戦略について、柱となる内容について伺いましたけれども、第2期素案に関する意見と市の考え方に、若い人の流出防止策はあるけれども、若い人の流入策の市の考えというのが載っていなかったんですけれども、これについて伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

若い世代の流入策としましては、まず現在の取組においては定住促進奨励金制度をより充実させ、夫婦のどちらかが39歳以下の場合や同居の世帯員に中学生以下の子どもがいるときに加算金を支給し、転入の促進を図っております。その他、出会いの場創出事業での婚活イベントの実施、新規就農チャレンジ支援、移住セミナー等を実施しております。

次に、今後の方針としましては、現在の事業の評価、分析をしながら、より充実した制度となるよう、PRの強化や制度の見直しをしていくとともに、例えばお試し居住体験制度の実施や、結婚、妊娠、出産、育児に至るまでの切れ目のない支援の確立など、より有効な施策の展開を検討し、取り組んでいきたいと思っております。

また、この4月30日には、市の中堅職員を中心とした少子化対策プロジェクトチームから、移住・定住促進施策をはじめ、令和4年度からの事業化を目指した企画提案がありまして、これを受け、今後各担当課で事業化に向けた詳細検討を行っていくこととしています。

今後、さらに若い世代が本市に定住してもらえるよう、移住者が必要としている支援策を研究し、実施していきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、この施策をPRしていただきたいと思えます。

私も、あちこち歩いていてちょっと伺うと、銚子市よりもこちらのほうが行政サービスがよかったというような声を聞いて、こちらに定住したということもありますので、そうした意味からもしっかりとPRをしていただきたいと、このように思います。

それでは、次の国の、これは関係していますので、国の奨学金制度について、特別交付金を使っての市の返還支援ができるようになるのか、この市の考え方をお聞きしたいと思えます。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

支援が、学生の奨学金の返還に係る経済的な不安を解消し、就職先として市内企業が選択肢となり、Uターン促進の一因になると認識しております。

市といたしましても、若者の地方定着は重要と考えておりまして、移住・定住施策を総合的に進めていく中で有効な制度であると思えますので、今後も調査研究を進めてまいりたいと思えます。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、検討していただきたいですね。

Iターン、Uターンということで、魅力ある旭市というそういう考え方があると思えます。ですので、そういった意味ではしっかりとこの奨学金制度の立替払いですね、そういった意味ではやっていただきたいなどこのように思う次第でございます。

それで、この計画を旭市の総合戦略の中に組み入れる、先ほど策定を1回やり直さなくてはならないというお話でございましたけれども、組み入れることは可能なかどうか、それをお聞きします。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和2年4月から始まっております授業料等の減免や給付型奨学金などの国による高等教育の就学支援新制度の状況がございます。これらを見ながら、市において実施する場合には総合戦略の位置づけを検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、まだ始まったばかりで県内でもそんなに、ほとんどやっていないんじゃないかなというふうに思います。全国的にも、非常に少ない状況でございます。

やっているところもありますけれども、これをぜひやりながら、PRをしていただきながら、旭市は第一次産業しかありませんので、そういった意味では市が重要なポイントを握ると思いますので、しっかりとこれを検討していただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

現在、いろんな支援策があると思いますけれども、条例で。そういった意味で、今現在シェアハウスとかいろんな形がありますけれども、現在、どのようなことができるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 現在、どのようなものができるのかというようなことで、県の条例がこの4月に施行しまして、この条例には市の講じる措置の記載はありませんが、県の責務といたしまして、国、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施すると定められております。

そのため、市といたしましては、県と連携を図りながら相談業務を継続して実施するほか、支援制度などの引き続き周知をしてまいる予定でございます。

具体的には、誹謗中傷を受けたなどの場合には人権相談、弁護士に直接相談ができる法律相談を実施しております。支援制度につきましては被害に遭い、亡くなった場合やけがをしたとき、障害が残ったときには支払える国の給付金制度がございますので、そういったものを案内するなど対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、犯罪被害者等支援条例、これは県でこの3月に策定されましたけれども、これを踏まえて旭市もつくるべきではないかなと、このように思っておりますけれども、その点のお考えはどうなんでしょうか、お聞きします。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 犯罪被害者やその家族が、平穏な生活を取り戻すためには、社会全体で犯罪被害者を支えていく必要がございます。心身のケアや経済的支援など、取り組まな

ければならない支援策は多岐にわたっております。

県条例も施行されたばかりですので、今のところ、条例の制定につきましては県内の市町村の動向などを注視していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 県内の市町村の動向と言われましたけれども、やはりこれはいつどこきいろんなそういった犯罪被害者が被害に遭うというのも分かりませんので、ぜひ旭市で早めに検討していただき、つくっていただきたいなど、このように思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

◇ 遠 藤 保 明

○副議長（宮内 保） 続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（3番 遠藤保明 登壇）

○3番（遠藤保明） 議席ナンバー3番、遠藤保明です。

令和3年第2回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問をいたします。

1番目の質問ですが、未舗装市道の今後の取扱いについてということで、お尋ねいたします。

旭市が管理する道路、市道については、距離が全長1,000キロ以上に及ぶと思います。管理が大変だと思います。

その管理について、本市の市道の舗装率をお聞きいたします。また、近隣市町の舗装率ほどのくらいなのか併せてお願いします。

2番目の質問になりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法についてということで、お尋ね申し上げます。

過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などの特別措置を定めた過疎地域自立支援特別措置法が令和3年3月末で期限を新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という、いわゆる新過疎法が4月1日より施行されました。

この際、過疎地域の指定について見直しが行われ、県内では旧干潟町地域が唯一新たな指

定地域となりました。過疎地域に指定されるということは大変驚き、また残念な気持ちであります。しかしながら、指定地域になるということは様々な面で特別措置が取られると思います。それらの観点から、どのようなメリットがあるのか、法律の概要をお尋ねします。

1回目の質問はこれで終わります。あとは、質問席で行います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、大きな1番、未舗装市道の今後の取扱いについて、

(1) 市道の舗装状況についてということで、お答え申し上げます。

本市の市道の舗装率及び近隣市町の舗装率につきましては、1級市道、2級市道及びその他市道を合わせまして、令和2年度現在で70.83%でございます。また、近隣市町の舗装率ということでございますが、こちらにつきましては近隣、匝瑳市が74.6%、銚子市が60.38%、香取市が81.6%、東庄町が73.54%という舗装率でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、大きな2点目の(1)特別措置法適用の概要とメリットについてお答えいたします。

過疎地域に指定されたことによるメリットですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、県が策定する方針に基づき市が過疎計画を策定し、議会の議決を得ることで事業費全般に充当でき、元利償還の70%を交付税措置されるという大変有利な地方債であります。過疎対策事業債による支援や、国庫補助事業における国庫補助金の補助率のかさ上げ、固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置等の様々な財政支援措置が受けられるようになります。これらがメリットと考えております。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） では、市道の件から1項目めに関して再質問いたします。

約7割の指導が舗装されているようですが、まだ多くの未舗装道路があると思います。本市では、未舗装の市道を舗装する場合、4メートル未満の場合は4メートル以上に拡幅した上で舗装しているということですが、新たな舗装はしないということでしょうか。

実際に、未舗装の市道のほとんどが4メートル未満と思われます。現状の幅員のままで舗装はできないでしょうか。お尋ねします。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、ただいま現状の幅員のままでの舗装はできないかということでご質問いただきました。

未舗装の市道を新しく舗装する場合、原則としまして4メートル以上の幅員が確保されることとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 舗装に対する基準が、一応、理解はしておりますが、しかし普通交付税との枠の中で、道路整備に関する交付税が算入されると思ひます。充当するために枠があると思ひますが、この場合は生活道路とかいろんな面でこの適用はできないでしょうか。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、ただいまのご質問、普通交付税の中での道路整備の枠というようなお話、ご質問であるかと思ひます。

普通交付税は、地方公共団体の不均衡を調整し一定の行政サービスを提供できるよう国が交付するものでございます。

国庫補助金などのように、目的を限定して用途を定める財源ではなく、道路事業も含めた市の各種事業に対する一般財源として使用しております。その中で、4メートル未満の市道につきましても、維持補修等行ってきておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます、

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 舗装に対する幅員については、4メートル以上があることが不可能な箇所があると思ひます。

予算の確保が難しいことと思ひますが、この4メートル以上という舗装整備の取決めの見直しができないか伺ひます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 4メートル未満の舗装整備の取決めの見直しというご質問でございます。

現在、舗装整備に伴う4メートル以上での幅員をお願いしている事情といたしましては、有事の際の緊急車両の通行、また通常車両の往来に支障がないような考えに基づいておりますので、整備に当たっては4メートル以上の幅員の確保のご協力をお願いしているところでございますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 1番目の市道の舗装については以上ですが、先ほども言いましたように4メートル未満の確保が不可能なところ、その道路についても、今後、検討をお願いしていただきたいと思います。

2番目の質問になります。

それでは、2番目の再質問ですが、この特別措置は様々な面でメリットが得られることが分かりました。

人口減少が進む中で、多くの過疎地において移住・定住政策を実施していますが、過疎地の多くは医療や福祉の面で不安を抱えている地域が多く、そういった意味で旭中央病院を擁する本市は、田舎暮らしをしつつも充実した医療を提供できるという非常に特殊な状況があり、移住・定住政策を進めていく上で有利な立場にあります。ぜひ、早急に検討を進め、特別措置を活用すべく計画を作成していただきたいと思います。

そこで、今後どのような計画を策定して、制度を活用していくか、市の考えを伺いたいと思います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

今後、県から方針の素案が示されましたら、市の関係課や県、その他関係機関との協議、調整を重ね、具体的な事業を盛り込んだ市の計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、市議会定例会への計画案の上程を目指しているところです。

次に、国の支援制度の活用については、主に過疎対策事業債の活用を考えています。一定の要件がありますが、国が例示している事業として、先ほど遠藤議員からご質問のありました市道の整備をはじめ、バスの購入、消防施設や保育所、小・中学校の整備等が挙げられております。今後、関係課や県との協議を重ね、要件に合致するものはできる限り活用していきたいと考えております。

干潟地域の持続的発展に資するよう、過疎債や国庫補助率かさ上げといった有利な財政支援措置を活用しながら、より一層効率的、効果的な事業展開を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 今まで、回答ありがとうございました。

旧干潟町については、過疎問題や道路の舗装が喫緊の課題ということで質問しましたが、将来を見据えると、農地の減少や農業後継者の不足などから、ほかにも多くの問題があります。干潟地域のみならず、旭市全体で活性化が進むよう対策をお願いして、私からの一般質問は終わりにします。ありがとうございました。

また、最後に12年長きにわたり旭市長、明智市長に対し、今までの市政に関する尽力に感謝して終わりたいと思います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○副議長（宮内 保） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。コロナ感染症対策についてです。

新型コロナウイルスの新規感染者の減少ペースが鈍くなっています。感染力が従来の約

1.3倍とされる英国型変異株の影響が大きいと見られ、さらに感染力が強いと見られるインド型に置き換わる可能性が高いと見られています。旭市でも、感染発生状況は今日現在143人と報告されています。

そこで伺います。旭市での感染状況をどのように見えていますか。感染患者で回復された方は何人おられますか。重篤になられている方は何人ですか。また、死亡された方はおられるでしょうか。

積極的な新型コロナウイルス対策として、PCR検査の拡充をすべきです。学校や高齢者福祉事業所、障害者福祉事業所、児童福祉事業所等での定期的な検査を求めます。

ワクチン接種の状況について伺います。接種人員での、それぞれの希望者数とその割合はどのような状況ですか。旭市では、集団接種会場が広報等で知らされていますが、かかりつけ医での接種は可能ですか。ワクチン接種後の副反応に対する状況はどうか。答弁を求めます。

次に、2点目です。高齢者医療費2倍化法についてです。

高齢者医療費2倍化法が可決成立しました。75歳以上の医療費窓口負担に初めて2割負担を導入する法律です。成立を強行した菅政権の姿勢は重大だと指摘します。しかし、負担増の実施は2022年10月以降です。国民がノーの声を上げれば、ストップできます。秋までにある総選挙で、菅政権を退陣に追い込み、政権交代を実現することが重要であると思います。

高齢者にとって、通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。政府は、現役世代の保険料負担の軽減を強調していますが、現役世代の負担減は月約30円と言われています。最も削減されるのは、国、自治体の公費で1,140億円です。減らしてきた高齢者医療の国庫負担割合を元に戻すべきです。

そこで伺います。今、多くの国民は反対の声を上げていますが、旭市の見解はどうか。老人クラブなどにお知らせして、反対の声を広げるべきです。旭市として、国の施策であっても反対の意見表明をすべきです。市長の見解を伺います。そして、担当課としてはどのように見えていますか伺います。

次に、3点目です。核兵器禁止条約の批准を求めることについてです。

今年、2021年1月22日に核兵器禁止条約が発行され、核兵器は史上初めて違法化され、国際社会の規範として核兵器の開発実験、製造、貯蔵、使用など、あらゆる活動が禁止されました。核兵器廃絶への歴史的一歩です。ところが、菅首相は署名は考えていないと条約に背を向けています。世界で唯一の戦争被爆国であり、非核三原則を持つ国としての役割を果た

すべきだと思います。

そこで伺います。今、多くの地方議会で、核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書が採択されている状況です。旭市としては、この状況をどのように見ますか。そして、旭市では非核平和都市宣言を平成17年11月11日に告示しています。その後の状況はどのようなものですか。

また、私たちが取り組んでいる海匝地域平和行進、これは原水爆禁止を求める平和行進です。今年で42回目を迎えます。その平和行進へ賛同されている市長の政府への働きかけを求めたいですが、どのような見解ですか、伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。あとは質問席での質問といたします。よろしくをお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問に、私のほうから2番目の高齢者医療費について、そして3番目の核兵器禁止条約についての旭市の非核平和都市宣言について、市長の政府への働きかけということでお答えをしたいと思います。

まず、高齢者医療費2倍化法ということでありませけれども、これは国の政策といいたしようか、医療費が年々増加しているということの中で医療費を抑制する、そういった意味で応分の負担をしていただくということで2倍化法が成立されたものと思っております。旭市としましても、国の動向を見ながら、それに倣っていきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の核兵器禁止条約でありますけれども、市長の政府への働きかけということでありませが、我が国は世界で唯一の核兵器による被爆国であり、核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを絶えず世界に対し訴えるとともに、再び広島、長崎の悲劇を繰り返すことがないよう行動していかなければなりません。一方、同盟国であるアメリカが批准しない核兵器禁止条約に日本は批准することができないという国の立場もあり、難しい問題と考えております。

私といたしましても、条約が目指す核兵器の廃絶という目的は我が国が目指すものと共通するものだと思いますので、核保有国を巻き込んだ核軍縮を進める決意と、核兵器国と非核兵器国との橋渡しに努めるといった首相の発言を支持し、我が国独自の国際社会に対する働

きかけに期待したいと考えているところであります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 大きい項目の1番、コロナワクチン感染症対策についてお答えします。

初めに、（1）旭市の感染状況についてということで、感染状況をどのように見ているか、感染者の経過ということについてお答えします。

4月以降に発生した感染状況なんですけれども、4月以降に発生した高齢者施設のクラスターまたは児童養護施設のクラスターにより、一気に感染者数が増えたと考えております。旭市の感染者の経過ですが、これにつきましては千葉県が集計しておりまして、6月15日現在、感染者数は142名で、入院中は7名、入院者の容体については公表されておられません。退院、療養解除、死亡者の合計は135名で、市町村別の死亡者のみの人数は公表されておられません。

続きまして、（2）のPCR検査の抜本的な拡充についてということで、PCR検査を拡充すべきだということですので、PCR検査費用に対する助成についてお答えいたします。

PCR検査の費用の助成は、千葉県で助成しているもの、市で助成しているものがあります。千葉県では、高齢者、障害者入所施設等の職員へのPCR検査費用を定期的に助成しております。

市は、高齢者施設等への新規入所する方への助成、一般の方へのPCR検査の助成をしております。また、県の助成対象となっていない高齢者、障害者福祉通所訪問系サービスの従事者と児童養護施設の従事者がPCR検査を実施した場合につきましては、市のPCR検査の費用の助成を拡充いたしまして、全額助成することとし、予算については5月17日に専決処分をしております。

続きまして、（3）ワクチンの接種状況についてということでありました。

まず初めに、医療従事者のワクチン接種は県が主体で行っております。接種状況は、旭市医師会及び市内の病院で3月から5月にかけてワクチン接種を行いました。医療従事者約3,000人の2回接種が完了しているとのことであります。

次に、65歳以上の高齢者につきましては、6月13日現在、対象者数は2万278人で、申込者数1万7,702人、1回目の接種者数は9,885人で、接種率48.7%となっております。また、2回目の接種者数は2,814人で、接種率は13.9%です。

続きまして、12歳以上で64歳以下の方の対象者数、これは3万8,688人ではありますが、こちらにつきましては今後接種券を送付し、申込みを開始する予定です。基礎疾患のある方につきましても同様でございます。高齢者の接種完了を待つことなく、切れ目なく接種できるように現在準備をしております。

また、接種に関しましては、11月末までに接種を希望する人全員の接種完了を目指していきたいと考えております。また、かかりつけ医の接種につきましては、一部の医療機関で実施をしていますが、その他の医療機関については現在調整中でございます。

最後に、副反応の状況ですが、入院する等の重篤な副反応の報告は上がってきておりません。発熱等の相談につきましては、健康づくり課で数件対応しているということでございます。

以上であります。

○副議長（宮内 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 保険年金課から、2点目の健康保険法改正案、高齢者医療費2倍法案についてお答えいたします。

今般、成立しました改正法については、本市を含めた県内54市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合で各市町村の要望等を取りまとめまして、全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に対しまして令和2年8月と11月に要望しております。

内容につきましては、高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な影響を踏まえて、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど、被保険者に配慮することなどを総意として要望いたしました。

その中で、市としましては、6月4日に改正法が成立しましたので、法令の趣旨に沿って事務を進めてまいります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、平和宣言都市の項目の1点目の批准を求める意見書の提出についてということで、これは先ほど市長のほうから答弁があったとおりでございます。

2点目の宣言につきましては、旭市民が生命の尊厳を深く認識し、いかなる国のいかなる核兵器に対してもその廃絶を訴えるとともに、世界の恒久的な平和を確立するため、非核平

和宣言都市を平成17年11月1日に告示をしております。

これまでの主な取組といたしましては、国内1,700を超える自治体で構成される平和首長会議に加盟することで、平和に関する取組を支援しているほか、旭市戦没者追悼式の開催や、終戦記念日にサイレンを鳴らし、黙禱することで、戦没者に対し市を挙げて追悼の誠をささげるとともに平和を祈念しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問をいたします。

まず、コロナ感染症対策についてであります。菅首相は国民に自粛を求めるだけで、やるべきことを怠ってきた、科学に基づくコロナ封じ込めの戦略を持っていなかったと指摘します。日本のワクチン接種数は世界111位、人口比のPCR検査数は世界140位です。科学的基本であるワクチン接種とPCR検査のどちらも遅れています。特に、政府は検査を拡充すると医療崩壊が起こる、このようその議論を振りまき、検査を怠ってきたと指摘します。

課長の答弁で、旭市での感染状況を答えられましたが、6月が12人、5月が21人、4月が60人、そのように減ってはいないですね。ですから、これはPCR検査をして、事前にもう陽性者を把握する、そのことが重要だと思うんです。特に、高齢者施設のクラスターが発生されたと報告されています。

具体的に、このPCR検査を進めるべき、そういうふうに私は思いますが、担当課はどのようにこれを捉えていますか。まず、お答えください。

○副議長（宮内 保） 高木議員、今の質問は（2）のPCR検査の抜本的な充実についてですか。それでいいですか。

○9番（高木 寛） はい。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） PCR検査のほうを高齢者施設にやるべきだというような議員のお話でした。

現在、高齢者施設の入居者等についてはワクチン接種が進んでおります。ワクチン接種の進み具合等を見ながら、状況を考え、PCR検査については検討したいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番(高木 寛) PCR検査の重要性は、事前に陽性者をつかめるということが科学的に証明されますので、例えば高齢者福祉施設、当然でしょうけれども、障害者福祉施設、それから児童福祉施設、それから学校などにも検査を進める必要があると思うんです。

それで、旭市での高齢者福祉施設、何か所あって、何人おられますか。障害者施設、何か所あって、何人おられますか。児童福祉施設、何か所あって、何人おられますか。あわせて、利用者とここで働く従事者の皆さんもきちんと検査をすべき、そういうふうにはまず思いますけれども、その数お答えください。

○副議長(宮内 保) 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(齊藤孝一) 高齢者施設等の従業者数、または利用者数、従事者数の数ということでした。お答えします。

まず、小・中学校の生徒数は、健康づくり課で調べた数ですが、小・中学校の生徒数は4,604人。高齢者施設の事業所は90事業所で、利用者数が1,321人、従事者は1,030人です。障害者福祉施設は56事業所で、利用者数は446人、従事者は585人、児童福祉施設は2事業所で、利用者数が51人、従事者数は62人です。

以上になります。

○副議長(宮内 保) 高木寛議員。

○9番(高木 寛) それでは、PCR検査お金もかかる、先ほどちょっと聞き逃したんですけども、旭市の広報では検査費用の助成があるというふうに明記されていますが、これは助成はどうなっていますか。

○副議長(宮内 保) 高木寛議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(齊藤孝一) 旭市のPCR検査の助成事業なんですけれども、まず最初に、先ほども申しあげましたけれども、まず高齢者施設等へ新規入所する方の助成ということで新規入所する方が入所する前にPCR検査をした場合に助成をいたします。また、一般の方へのPCR検査、これについては5,000円を上限として助成をしております。

先ほども申しあげましたが、高齢者・障害者福祉の通所訪問系サービスの従事者、これにつきましては県の助成の対象となっておりませんので、市の助成を拡充いたしまして、PCR検査費用を全額助成することといたしております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、次のワクチン接種についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、医療従事者、県がやるということで、もうこれは終了したというふう
に捉えてよろしいですね。

それで、65歳以上の高齢者数、市長の政務報告では、高齢者が2万278人、86.5%の皆さんから希望されて1万7,702人が対象ということで報告ありました。この高齢者のワクチン接種状況、これで今何割ぐらいの人が終了して、それから次に順番として基礎疾患のある方、これが何人おられて、希望者数はどのぐらいおられますか、どのぐらいの終了割合ですか。それから、高齢者施設で従事している皆さんの接種の割合、そして接種割合終了状況ですね、この割合はどのぐらいですか。それから、これから予定される64歳以下、今通知しているということですが、これへの希望者の回答、分かれば答弁をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 先ほども申し上げましたが、65歳以上の高齢者の1回目の接種終了人数は9,885人で、終了している割合は48.7%になっております。2回目の接種数は2,814人で、2回目終わった方の接種率は13.9%ということになっております。

繰り返しになってしまうんですけれども、64歳以下の方についてはまだ申込みが開始されておきませんので、申込率等はまだ出ておりません。

先ほど、高齢者施設等の接種割合ということでありましたが、こちらについては数字を持っておりません。

以上になります。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 基礎疾患の人の人数ですか。

これにつきましては、申込みを開始するときに申出をしていただくということで、現在基礎疾患のある方の人数については把握をしておりません。申込時に把握するということになります。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、次の項目で質問いたします。

高齢者医療費2倍化法についてです。

高齢者の皆さんは、病気になりやすく、けがもしがちです。慢性疾患を複数抱える人も少なくありません。高齢者に容赦なく痛みを強いる実態があります。過去の窓口負担増で健康に悪影響を与えたことを示す調査研究が明らかにされています。治療が長期にわたる糖尿病患者などの受診率が抑え込まれ、病状が悪化し、入院に至ったケースも少なくないと報告されています。

実際のこの法律の施行は2022年10月以降ということで、すぐ影響あるということではないでしょうけれども、やはり市として、担当課として、ぜひ年寄りの皆さんにこういうことになるんですよというのをお伝えして、できればこれは皆さんの懐にすごく影響することなので、反対という立場の一言を添えていただければありがたいんです。

菅首相は受診抑制が直ちに患者の健康への影響を意味しないと強調しています。しかし、国が責任を投げ捨てて、高齢者をお荷物扱いにしている状況だと指摘します。このことが、国民健康保険税も引き上げる可能性、そういう仕組みも具体化される懸念があるというふう

に報道されています。

ですから、あくまでも私たち国民の反対の声を上げればストップできる、そういうふうには思っています。ですから、市として反対の声を、国の施策だからということでなく、老人クラブの皆さんに2022年からは上がるんですよ、これは反対すべきだという方向性を一言付け加えていただければありがたいと思いますが、その辺の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 今回の法改正は、少子高齢化が急速に進む中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心して社会保障制度を構築するものと理解しておりますので、法令の趣旨に沿って、進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 対象になるお年寄りの皆さんにお知らせというか、上がりますよということはお伝えするという方向性は考えておられませんか。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、来年、令和4年10月以降ということで、これから施行の日程が決まりましたら、当然ながら高齢者の方、

1割から2割になる方も含めて、そういった周知はする予定であります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。核兵器禁止条約の批准を求めることについてです。

核兵器禁止条約というのは、核兵器の非人道性の告発から出発して、核兵器を禁止することに行き着きました。日本政府の条約に参加しない言い分は、米国の核抑止力を損なうからだとしています。しかし、多くの地方議会ではこの核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書がたくさん採択されています。

お隣といいますか、旭市議会でもこの意見書が採択されました。それで、先ほど総務課長のほうから、旭市で非核平和都市宣言告示された抜粋のところを読んでもらいました。まさに、核兵器は人類の滅亡につながりますので、ぜひ禁止する、そういう意見でずっとしてほしいというふうに思います。

国が、日本の政府が、アメリカにべったり、アメリカに従うような政府であってはならないというふうに思います。そういう日本の政府の態度を変えるためには、私たちはこの立法府を動かすことが重要だと認識しています。それで、核兵器を願う世界の人々は、日本のこの条約への参加を待ち望んでいます。

再度伺いますが、担当課と市長の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 再びというようなご質問でありますけれども、先ほども答弁させていただいたような内容と変わることはありません。

まさに、条約は政府が行うものでありまして、それを一地方自治体の担当課のほうとしての回答のほうは差し控えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 私といたしましても、先ほど答弁したとおりであります。

その趣旨は、理解はしているところでありますけれども、国が主体のこの平和都市宣言とか核兵器禁止条約、そういったものは国のやっぱり政策でありますので、一応、一地方自治体が賛否を国に上げるということはちょっと難しいのかなとそのように思っておりますので、

よろしく申し上げます。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の一般質問は終わります。

高木寛議員は、自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種について、2点目、困窮世帯の支援について、3点目、コロナ禍における女性の負担軽減について、4点目、災害対策について、5点目、新庁舎の駐輪場について、6点目、学校給食について質問させていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

旭市では、65歳以上の高齢者を対象に5月10日から総合体育館で始まり、5月17日からは旭市保健センターにおいても開始されました。高齢者数2万278人に対し86.5%に当たる1万7,536人から申込みがあり、6月6日現在、申請者の11.2%に当たる7,232人の方が1回目の接種を終え、6%に当たる1,055人の方が2回目の接種も終了しておりますと説明がありました。7月下旬までに、希望者全員に接種を完了することができるのか、質問いたします。

また、障害者などで自力で接種会場に赴くことが困難な方に対し、訪問診療の協力体制はどのようになっているのか、どのように進んでいるのか、質問いたします。

（2）64歳以下の人々のワクチン接種の今後の予定について質問いたします。

開始時期はいつ頃の予定になるのか、接種会場はどこを予定しているのか、何か所予定しているのか、質問いたします。政府は8日、企業、大学などの単位で新型コロナウイルスワクチンの接種を行う職域接種の受付を開始しました。

政府への申請は、11日までに約907万人分に上り、全日本空輸は準備が整ったことから1日早めて13日、日本航空は週明け14日に始めるなど、64歳以下の一般接種が本格化する。自社の従業員や学生にとどまらず、取引や他大学、近隣住民を対象にする動きも目立つ。経済

と暮らしの正常化に期待を込め、手探りの取組が広がると、6月13日の千葉日報に載っていました。

旭市でも、企業団体や病院など、連携を取り、接種会場の拡大はできないか、質問いたします。

2点目、困窮世帯への支援について。

(1) 緊急小口資金と総合支援資金の延長について質問いたします。

無利子で生活資金を借りられる緊急小口資金と総合支援資金の現在までの利用状況と、いつまで延長されたのか、また周知徹底はできないか、質問いたします。

(2) 生活困窮世帯への新たな支援金について質問いたします。

政府は28日、9都道府県への緊急事態宣言を6月20日まで延長する決定に合わせて、一定の条件を満たす生活困窮世帯に3か月で最大30万円の新たな支援金を支給すると発表しました。3人以上の世帯、月10万円、2人世帯、月8万円、単身世帯、月6万円で、7月以降の申請月から3か月支給する。申請受付は8月末まで、福祉事務所を設置する自治体が窓口となるとあります。その詳しい内容について、質問いたします。

3点目、コロナ禍における女性の負担軽減について。

(1) 女性の生理用品を全小・中学校の女性用トイレに配備できないか質問いたします。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。

この生理の貧困解消のため、例えばイギリスでは、全国の小・中・高校で生理用品が無償で提供されていると報道されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。この問題は、日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である#みんなの生理が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他のもので代用しているなどの結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親などから生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。

旭市において、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早く女性の生理用品を全小・中学校の女性用トイレに配備することはできないか、質問いたします。

(2) 防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないか、質問いたします。

(3) 保健室に十分な生理用品を確保し、周知を図ることはできないか質問いたします。

4点目、災害対策について。

(1) 小・中学校の体育館にエアコンの設置について質問いたします。

現在、小・中学校の体育館にエアコンが設置されている学校は何校あるのか、質問いたします。

(2) 土のうステーションの設置について、質問いたします。

台風や大雨など、災害に備えて、日頃から土のう専用のステーションが設置できないか、質問いたします。

5点目、新庁舎の駐輪場について。

(1) 駐輪場の改善について、質問いたします。

現在、新庁舎の駐輪場ですが、自転車が15台、バイクが3台置く場所があります。バイクを置く場所を広げることができないか、質問いたします。

6点目、学校給食について。

(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在は、第3子の給食費は無償になっていますが、完全無償化にできないか質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、1項目めの新型コロナワクチンの接種についてということで、(1) 65歳以上の高齢者のワクチンの接種状況についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者へのワクチンの接種は、7月末までに終了できる見込みでございます。

順調に進んでいると考えております。

続いて、障害者等で接種会場に行けない方に対してのご質問でございます。

まず、施設入所の方などは施設内で接種を行っております。また、在宅診療や往診している医師が現在接種を始めたところでございます。今後ともご協力いただき、在宅での接種をお願いしたいと考えております。

続きまして、(2)の64歳以下のワクチンの接種の今後の予定についてでございます。

64歳以下の方につきましては、高齢者の接種完了を待つことなく、切れ目なく接種できるように、現在接種券の送付について準備をしております。接種の開始時期は、高齢者接種が7月末で終了する予定なので、8月からということで予定をしております。また、会場につきましては、旭市総合体育館と現在旭中央病院を接種会場として計画をしております。調整をしているところでございます。

続いて、接種会場の拡大についてということでございます。

まず、集団接種会場のほうなんですけれども、今現在2か所で、1日当たり合わせて最大800人を接種しております。集団接種規模については十分と考えております。

職域接種については、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において、職域単位で接種を可能とするもので、医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこととしております。この職域接種については、国・県の動向を見ながら、注視しながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 2の(1)緊急小口資金と総合支援資金の延長についての現在までの利用状況、期限の延長、周知についてお答えいたします。

まず、5月末現在の申請状況ですが、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金申請件数315件、金額の合計は6,092万円。総合支援資金は、延長、再貸付けを含めた申請件数261件、金額の合計は1億1,433万円となっております。

次に、期限の延長についてですが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を受けて、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けに当たっては、申請条件を緩和し、また貸付けの内容を一部変更した特例措置が設けられております。この特例措置の申請受付は、令和3年6月末日を期限と定められておりましたが、国は現在の状況を鑑み、6月末としていた申請期限を8月末まで2か月間延長することとしております。

最後に、周知についてですが、これら期限の延長等に係る対応につきましては、実施主体の千葉県社会福祉協議会や申込みの窓口となっている旭市社会福祉協議会では、それぞれの

窓口やホームページ等で周知の徹底を図っております。また、市ではホームページでお知らせするとともに、社会福祉課の窓口や電話での相談の際には、相談者の状況を聞き取った上で、内容によっては制度等について案内しており、生活に困窮されている方々にこれらの制度が届くよう社会福祉協議会と連携して、対応しております。

次に、(2)の生活困窮世帯の新たな支援金について、制度の内容についてお答えいたします。

ご質問の、国が新たに設けた生活困窮世帯への支援金の名称は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と言います。この支援金の概要ですが、社会福祉協議会で実施している総合支援資金の再貸付けを終了した世帯、または再貸付けが承認されなかった世帯に対し、一定の要件の下で自立につなげるための支援金を支給するというものです。その要件につきましては、一定の資産要件、収入要件を下回っていることや、公共職業安定所に求職の申込みをして、求職活動を行っていることとなっております。

支給額は、単身世帯は月額6万円、2人世帯は月額8万円、3人以上の世帯は月額10万円で、期間は3か月とされています。申請の受付は、社会福祉課で行います。申請の期限は、8月31日までと期間が短いので、速やかに受付を開始し、支給できるよう準備を進めたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな3の(1)と(3)、4の(1)、そして6の(1)についてご回答いたします。

まず、3の(1)女性の生理用品を全小・中学校の女子トイレに配備できないかについてお答えします。

現在、市内小・中学校での生理用品の配備につきましては、保健室において、忘れた場合や急に必要になった場合などに女子児童・生徒に配付や貸与を行っている状況です。

ご質問の市内小・中学校女子トイレへの生理用品配備についてですが、衛生面や補充管理など、様々な問題を考慮し、貧困やネグレクトにより生理用品が必要だが、利用できない児童・生徒に配付する体制や設置場所、数量などを学校と協議しながら、生理用品の配備について検討していきたいと考えております。

次に、3の(3)保健室に十分な生理用品を確保し、周知を図ることはできないかについてでございます。現在、市内小・中学校において、経済的な事情により学用品費や給食費な

どの一部を援助する、旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費制度の周知をお願いしているところがございます。今後は、学校とも協議しながら、改めて十分な生理用品の確保に努め、生活困窮によるセーフティネットなどの情報とともに周知をお願いしたいと考えております。

次に、4の(1)小・中学校の体育館にエアコンの設置について、ご回答いたします。

ご質問の体育館のエアコン設置状況でございますが、現在のところ、市内小・中学校20校は設置されていない状況であります。なお、小・中学校のエアコンについては、普通教室及び特別教室に設置しており、夏場や冬場においても冷暖房設備として稼働している状況であります。

次に、6の(1)学校給食の完全無償化についてご回答いたします。

学校給食の完全無償化につきましては、本年度の児童生徒数ベースで試算すると、年間約2億2,000万円余りを一般財源から負担する状況となります。また、パン、牛乳、加工品などの食材費の価格が上昇傾向にあり、食材購入に必要な予算が増加することも推測されます。現在、コロナ禍における財政見通しが一段と厳しさを増す中で、完全無料化における恒久的な財源を、一般財源の中で負担していくのは非常に難しいと考えております。ご理解のほど、お願いいたします。

以上です。

○副議長(宮内 保) 総務課長。

○総務課長(宮内敏之) 私のほうからは、3のコロナ禍における女性の負担軽減についてのうち、(2)防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないかのご質問に対してお答えいたします。

毎回、いろんな面でご提案等いただきましてありがとうございます。備蓄品に生理用品等はございませんが、市内に店舗を構える事業者と協定を締結しておりまして、災害時には必要な物資の供給が可能で、用意することができるように想定しているところがございます。

続きまして、4の災害対策についてのうち(2)土のうステーションの設置についてになります。

地域にステーションがあれば、いつでも手に入る利点がある反面、大量に持ち出す方がいたり、目的外に使用する方などがあるとはほかでは聞いております。本当に必要な人に土のうが届かない場合もあるというようなことも伺っておりますので、そういった事情がありますので、現在のところは設置のほうを予定していないところがございます。

また、冠水対策としまして消防本部と消防団とも連携を図っておりまして、台風などの大雨時は土のうの配付のほか、消防団が必要に応じて排水処理を行うなど、対策を講じております。そのため、市民への土のうの配付につきましては従来どおり、必要に応じまして取りに来ていただくような形を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、5、新庁舎の駐輪場についてにお答えいたします。

バイクを置く場所を広げることができないかというご質問でございました。

新庁舎における駐輪場につきましては、自転車や原付バイクの駐輪スペースとして、自転車につきましてはサイクルスタンドを設置しておる部分が25台、あとフリーになっている部分、ここに多分原付バイクが止められると思うんですが、そこが最大で約5台程度は止められるということで、約30台分を確保しております。

現在は、比較的来庁者も多いということで、一時的な混雑もございますが、時折見回り等を行いながら利用状況を見守っているところでございます。その中で、例えば自転車の並べ方が乱れているなどして止めづらい状況があれば整列させるなど、現状の駐輪スペースの中で運用を工夫するなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種についての（1）、再質問させていただきます。

高齢者に続く優先予約順位を基礎疾患のある方また高齢者施設従事者に加え、教員、保育士など、市独自の優先順位を、接種枠を定め、先行予約期間を設定することはできないか質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問についてお答えします。

保育士につきましては、現在キャンセルなどで余剰ワクチンが出た場合、優先で接種をしております。市では、余剰ワクチンの取扱いにつきましては、優先順位を決めて職員に接種し、廃棄しないように努めており、現在は保育士、次いで小・中学校の教職員に接種してい

く予定でございます。また、余剰ワクチンでなく、優先枠での教員、保育士の接種については検討していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再々質問させていただきます。

拡大される県・国の大規模接種センターについて、市民に制度の概要を十分に周知できないか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、市では国・県の大規模接種センターについての周知はしておりません。今後、ホームページなどに掲載して、周知していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、（2）の64歳以下の人のワクチン接種の今後の予定についての質問をさせていただきます。

先ほど、旭中央病院と連携して、病院内に接種会場を設けて、ワクチン接種がいつ頃からできるのか、詳しく説明をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今、高齢者の接種が7月末に終了しますので、8月1日以降に開始はしたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 例えば、時間だとか、曜日だとか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） まだ調整中なんですけれども、中央病院では毎日接種をお願いしたいと考えております。時間については、ちょっと中央病院の午前中の診療時間は避けて、平日は夕方から、土日は一日と考えております。現在、その時間については調整中に

なります。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） あと何名程度ぐらい、一日予定をしていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、一日平日で300名程度、土日につきましては午前午後で300名ずつお願いしまして600名ということを計画しております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、3点目のコロナ禍における女性の負担軽減についての再質問をさせていただきます。

東京都では、都立学校の女性用トイレに生理用品を配備する事業を9月から全校で実施するとのことです。ぜひ旭市でも女性用トイレに配備できないか、再度質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、先ほどもお答えいたしましたけれども、一応学校と設置場所、数量など、ちょっと協議をしながら考えたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしくお願いたします。

（1）の再々質問、これは先進事例ということで聞いていただければと思います。

袖ヶ浦市では、新型コロナウイルスの影響で困っている女性を支援するため、小・中学校のトイレに生理用品を常備すると発表した。また、市地域福祉課、市社会福祉協議会の窓口でも配付している。市によると、市内小・中学校では、従来から保健室などに生理用品を備え、児童や生徒が困ったときに配付していたが、6月からは災害用の備蓄品約2,700個を活用し、小学校4年生以上の女子トイレに常備することにしたとあります。

ぜひ、旭市でも市内小・中学校の女性用トイレに常備できないか質問いたします。

回答は結構ですので、よろしくお願いたします。

次に、4点目の災害対策についての質問をさせていただきます。

エアコンの設置についての質問です。

子どもたちが授業や部活動で汗を流し、災害時には避難所にもなる学校の体育館、猛暑の夏、熱中症から子どもや避難者の健康を守るため、旭市としても学校の体育館へのエアコン設置は必要と考えます。ぜひ検討してはと思いますが、いかがでしょうか。市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、市内小・中学校の体育館へのエアコン設置についてでございますが、文部科学省が公表しました昨年度の千葉県における公立学校施設の空調設備設置状況によりますと、体育館等の設置率は6.4%となっております。市内小・中学校20校全ての体育館に設置するには、受電設備の改修や断熱工事、場合によっては用地の確保など、整備に係る多額の導入コストが必要となるなど、大変厳しいものであると考えております。

現状では、設置予定はございませんが、有利な財源や大空間での効率的な空調の方法等について、先進事例を研究するとともに、国や近隣市町の動向を注視してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

仮に、エアコンの設置がすぐではなくても、もし1校でもつけることができるということであれば、体育館への空調整備や、停電時でも使用できるガスヒートポンプ方式の導入を考えたらと思いますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） ご質問のガスヒートポンプ方式によるエアコンの導入についてでございますが、災害時の電気が供給のできないときでも稼働ができるメリットはございます。しかしながら、導入コストやランニングコストが割高であること、ガスタンクなど専用施設を設置するための広いスペースが必要なことから、現在のところ、ガスヒートポンプ方式のエアコンの設置については難しいものと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） では、次の質問に移ります。

次ですけれども、（2）の土のうステーションの設置についての再質問させていただきます。

土のうは、いざ災害のときには一番役に立つものです。ぜひ土のうステーション、専用のステーションの設置を要望します。また、日頃から地域ごとに土のうを用意しておくなど、いざというときに備えることは大事ではないでしょうか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） ステーションの関係でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、備えておけば万全な体制が取れるのかなということでございますけれども、先ほど申し上げたように、正しい使い道ができないケースがあったりとか、そういったものを心配しまして、現在のところ考えていないところでございますが、市といたしましては、被害をできるだけ減らすためにも、行政が取り組むだけではなく、公助だけではなく地区や隣近所が助け合う共助というものも大変重要であると考えております。

市では、地域で取り組む自主防災組織の活動を推進しておりまして、活動組織への補助金等を交付しております。そういったものの中で、土のう袋や防災備品の購入など、地区ごとに用意することが可能となります。土のうにつきましても、用意する手だての一つと考えておりまして、今後もそういった自主防災組織の活動のほうを推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、5点目の新庁舎の駐輪場について再質問させていただきます。

当初、新庁舎の駐車場が常に満車状態で、夕方になっても、業者の方もとめる場所がなく、大変だったとのことでしたが、公用車が図書館東側駐車場に移動したことで改善されたようですが、バイクで来庁される方がバイクを置く場所が狭い。先ほど、5台とおっしゃいましたけれども、3台が精いっぱいかなというふうに思いますので、改善できないかとの声がありましたので、ぜひ再度要望いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答え申し上げます。

先ほど、5台というふうに申し上げましたけれども、確かにとめ方によっては5台止められるんですけども、普通に止めれば3台、議員おっしゃるようになかなか止められないところもあるかと思えます。

その辺につきましては、サイクルスタンドのほうが着脱が職員のほうでも可能だというふうにちょっと聞いておりますので、利用状況を見ながらその辺のところを工夫して、現状の施設の中で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしく願いいたします。

次に、6点目の学校給食について再質問させていただきます。

旭市は、米、野菜、肉、果物、何でもあります。ぜひ、新鮮で安心な給食を子どもたちに無償で提供できないか、完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 現在、学校給食費につきましては、平成29年度に3人目以降の児童・生徒の給食費の無償化を実施しており、限られた予算で積極的に保護者の負担軽減と子育て支援の拡充に努めております。また、近隣市町と学校給食費を比較しても安価であり、今後の財政及び経済状況、並びに児童・生徒数の推移を注視し、必要に応じて保護者の経済的負担軽減と教育環境づくりの充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて、本日の会議を散会します。

なお、次回は28日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時26分

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和3年6月28日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（15名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 8 番 | 宮 内 保 | 9 番 | 高 木 寛 |
| 10 番 | 飯 嶋 正 利 | 11 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 12 番 | 伊 藤 保 | 13 番 | 島 田 和 雄 |

15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
20番 高橋利彦

16番 向後悦世
19番 佐久間茂樹

欠席議員（1名）

18番 木内欽市

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
総務課長	宮内敏之	企画政策課長	小倉直志
財政課長	山崎剛成	税務課長	伊藤義一
環境課長	高根浩司	社会福祉課長	椎名隆
高齢者福祉課長	赤谷浩巳	消防長	伊東秀貴
教育総務課長	杉本芳正	体育振興課長	柴栄男

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） おはようございます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○副議長（宮内 保） これより議案第1号から議案第17号までの17議案及び請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりでありますので、配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○副議長（宮内 保） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員のご登壇を願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） こんにちは。

傍聴の方々には、コロナ禍で何かとお忙しい中ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、明智忠直市長におかれては、平成22年7月から新旭市の2代目市長として、3期

12年の長きにわたり旭市政を担当され、数々の事業を成し遂げ、その任期を全うし、勇退されることになりました。このたびご勇退されるに当たり、数え切れない思い出があり、感無量のものであろうかとお察ししますが、改めて長年の功績をたたえ、深く敬意と感謝の意を示す次第であります。

任期まであと1か月余りでございますが、退任後は激務であった12年間の疲れを癒やされ、いつまでもご健康であられることをご祈念し、報告をいたします。

それでは、文教福祉常任委員会委員長、林晴道より報告を申し上げます。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託された議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、財産の取得について、議案第9号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認について、議案第14号、専決処分の承認について、議案第15号、専決処分の承認について、議案第16号、専決処分の承認について、以上の10議案について審査の経過並びに結果を申し上げます。

先日の6月22日午前10時より、議会委員会室において、片桐副委員長、景山委員、伊藤房代委員、宮内委員とともに、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

625万1,000円で市が買い戻す旧ごみ袋21万7,000枚の使い道は、それから、それをごみゼロや海岸清掃をする市民にも使えるようにできないかとの質疑では、まず庁舎内のほか小・中学校や保育園で使用する予定で、量的にかなり余るようであれば、市民の方の使用も一つの方法として考えていきたいとの答弁でありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

旭市卓球場について、老朽化した施設を解体することのだが、現在、施設を活用している第二中学校の卓球部員68名の練習場所は考えているのかとの質疑では、新庁舎が完成し、使用しなくなった市の施設を利用してもらうことを考えているとの答弁でありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、10議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和3年6月28日、文教福祉常任委員長、林晴道。

○副議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

6月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、指定管理者の指定について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第17号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月23日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

固定資産税の減免について、震災が終わってどこまで延ばす予定があるのかとの質疑では、当初、震災から10年ということで国から指定があったが、さらに5年延長する旨の法改正がなされたため延長したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

この施設は多世代交流施設というようなことであるが、実際にどのような事業を指定管理者が考えているのかとの質疑では、具体的な事業の一つ一つのプログラムについては、これから来年4月のオープンにかけて煮詰めていく。イオンタウンが指定管理者になるが、様々なパートナーと協力しながら、細かいプログラムを来年に向けて練り上げていくことになっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和3年6月28日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

終わりに当たり、総務委員会を代表して一言感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。

明智市長には、3期12年間、旭市発展のために大変なご尽力をいただきました。委員会として心より感謝いたしますとともに、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○副議長（宮内 保） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第17号までの17議案について採決をいたします。

採決は電子採決により行います。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○副議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○副議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○副議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、海上ふれあいサポートセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○副議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

議案第10号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

議案第12号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。

議案第13号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

議案第14号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

議案第15号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

議案第16号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

議案第17号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○副議長（宮内 保） 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） それでは、文教福祉常任委員会委員長、林晴道より請願の報告を申し上げます。

去る6月14日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、この請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願の審査は、6月22日付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で、採択と決しました。

以上のとおり報告をいたします。

令和3年6月28日、文教福祉常任委員長、林晴道。

○副議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○副議長（宮内 保） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和3年旭市議会第2回定例会議事日程その3、本日6月28日月曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○副議長（宮内 保） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○副議長（宮内 保） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 晴道 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 晴道） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、発議第2号、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2022年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況に鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 老朽化等による危険をともなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること

8. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、発議第1号、第2号共に内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

令和3年6月28日、文教福祉常任委員会委員長、林晴道。

○副議長（宮内 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○副議長（宮内 保） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

採決は電子採決により行います。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○副議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○副議長（宮内 保） 続きまして、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年8月17日に満了になりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴う委員の選挙を行いたいと思います。

おはかりいたします。旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員に斉藤馨氏、昭和27年8月29生まれ、旭市ニの2085番地1。向後保夫氏、昭和20年10月1生まれ、旭市幾世570番地。石田宏氏、昭和30年1月4生まれ、旭市三川3877番地。宮負武芳氏、昭和19年6月24生まれ、旭市清和甲56番地2。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名した方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました斉藤馨氏、向後保夫氏、石田宏氏、宮負武芳氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員に鈴木一男氏、昭和18年8月22生まれ、旭市東足洗674番地。千葉敏夫氏、昭和26年2月3生まれ、旭市倉橋1315番地。北村豪輔氏、昭和28年2月16生まれ、旭市飯岡2239番地1。堀江通洋氏、昭和29年8月8生まれ、旭市萬力1087番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました鈴木一男氏、千葉敏夫氏、北村豪輔氏、堀江通洋氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についておはかりいたします。補充の順序は、議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は指名した順序により、第1順位、鈴木一男氏、第2順位、千葉敏夫氏、第3順位、北村豪輔氏、第4順位、堀江通洋氏に決定しました。

◎日程第5 事務報告

○副議長（宮内 保） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、金びょうぶ二曲一双を、伊藤和則様、椎名保様、奥村・阿部特定建設工事共同企業体、株式会社奥村組様、阿部建設株式会社様より、4月14日受納いたしました。

一つ、FM電波時計壁かけ型1台及び両面ポール型ソーラー式時計1台を、旭ライオンズクラブ様より、4月14日受納いたしました。

一つ、石造ベンチ3基を、旭ロータリークラブ様より、4月14日受納いたしました。

一つ、蓄電器4台を、特殊技研金属株式会社様より、5月14日受納いたしました。

一つ、豚肉288キログラムを、旭市養豚推進協議会様より、5月19日受納いたしました。

一つ、自動体温検温器20台を、公益社団法人銚子法人会様より、5月26日受納いたしました。

一つ、棒高跳び用具1式を、鈴木康生様より、6月21日受納いたしました。

一つ、医療用ガウン2,900着を、株式会社高野縫製様より、6月23日受納いたしました。

一つ、遊具2台を、くらしあ株式会社様より、6月24日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○副議長（宮内 保） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○副議長（宮内 保） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和3年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 4分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

副議長 宮内 保

議員 景山 岩三郎

議員 佐久間 茂樹